

筑紫野市文化振興計画

実施計画

平成26年 3 月

筑紫野市教育委員会

第 1 章 計画の概要	2
1. 実施計画の基本的な考え方	2
2. 実施計画の期間	3
3. 実施計画の施策・事業	3
4. 実施計画の推進に向けて	3
5. 事業評価等	4
第 2 章 重点施策・事業	5
目標 1 文化を通じたひとづくり	7
施策 1 市民が文化にふれ、親しむ機会の創出	7
■アウトリーチ推進事業	
施策 2 文化活動を促す場の拡充	9
■文化施設等整備・活用指針策定事業	
施策 3 文化を支える幅広い人材の育成・充実	10
■アウトリーチ推進事業	
施策 4 文化を継承し、創造する子どもたちの育成	11
■アウトリーチ推進事業	
■歴史・文化教材等作成・活用事業	
目標 2 文化を活かしたまちづくり	13
施策 5 文化資源の保存・継承とその活用	13
■文化資源活用計画策定事業	
施策 6 文化イベント等を通じた地域の活性化	14
■人形劇のあるまち推進事業	
■文化芸術の回廊づくり事業	
施策 7 潤いとやさしさのある文化的景観の創出	16
■文化関連計画等への施策の反映	
目標 3 文化を広げるしくみづくり	17
施策 8 行政の文化化の推進	17
■事業評価基準策定事業	
■文化に係る行政職員等研修事業	
施策 9 多様な文化活動主体との連携	19
■プラットフォーム研究事業	
施策 10 文化情報の積極的な収集と発信	20
■文化情報発信に関わる研究事業	
施策 11 広域的な文化交流の促進	21
■人形劇団等広域交流事業	
■宝満山史跡等活用研究事業	

第1章 計画の概要

はじめに

文化や芸術は、人々の創造性を高め、心に安らぎや豊かさ、生きる活力をもたらします。本市がより魅力的な都市として発展していくために、文化芸術の担う役割は、ますます重要になってきています。

国においては、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、「文化芸術振興基本法（平成13年12月）」に基づき、平成14年12月に「文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）」が策定されました。

また、福岡県では、平成16年秋に第19回国民文化祭・ふくおか2004（とびうめ国文祭）が開催され、その成果を活かしながら文化芸術の振興を効果的に推進していくために「福岡県文化振興プラン（平成17年3月）」が策定されました。

こうした国や県の動きを受けて、筑紫野市（以下、「本市」という。）では、市民に受け継がれてきた独自の「筑紫野市の文化」を、将来にわたり伝えていくこと、またその文化を発展させていくことの重要性を踏まえ、平成21年3月に筑紫野市文化振興計画（以下「文化振興計画」という。）を策定しました。

その後、国においては、文化芸術を取り巻く諸情勢の変化などを踏まえ「第3次基本方針（平成23年2月）」が策定されました。本市の文化振興施策の具現化にあたっては、こうした新たな方針等に留意し取り組んでいくことが求められています。

1. 実施計画の基本的な考え方

文化振興計画では、市内の自然や文化財、人とその活動のすべてを、市民の暮らしを豊かにする文化資源と捉え、市民が主体となって文化芸術活動に積極的に取り組むことを重視するとともに、市民と行政との協働によって地域全体の文化力を高めながら、将来都市像として「文化の風が吹くまち ちくしの」の創造をめざすこととしています。

筑紫野市文化振興実施計画（以下「実施計画」という。）は、文化振興計画で体系化した施策の基本方向を具体的に示すものであり、実効性ある計画とするため、文化振興計画策定後の社会情勢の変化や新たに出示された国の方針などを踏まえながら策定するものです。

2. 実施計画の期間

本実施計画については、文化振興計画の計画期間にあわせ、平成 26（2014）年度から平成 31（2019）年度までの 6 ヶ年の計画期間とします。

また、文化振興基盤の整備などに係る施策・事業については、計画期間をさらに前期、後期に区分し、中間評価を行いながら戦略的に取り組むものとします。

なお、年度ごとの実績や施策効果などを踏まえながら、実施計画の必要な修正・補完を行うものとします。

- ・ 前期 平成 26 年度から平成 28 年度（3 ヶ年）
- ・ 後期 平成 29 年度から平成 31 年度（3 ヶ年）

3. 実施計画の施策・事業

本実施計画で対象とする施策・事業は次のとおりとします。

□重点施策・事業

本市が抱える文化振興課題の改善に必要なものや、地域社会が新たに求めているものなどを重点施策・事業として計画に位置付け、総合的かつ計画的に推進していくものとします。

そのなかでも文化振興の基盤整備に係る施策・事業は、前期から調査研究に取り組み、後期において具体的な事業として展開していきます。

□筑紫野市事務事業

関係各課等が「筑紫野市事務事業」として取り組んでいる既存施策・事業については、文化振興計画の基本施策ごとに選別を行い、文化関連事業として位置づけながら推進していくものとします。

4. 実施計画の推進に向けて

文化振興計画に基づく文化の振興を図るにあたっては、市並びに市民、文化に関する活動を行う団体及び事業者などの文化活動主体がそれぞれの立場から役割を担い、連携しながら総合的かつ効果的に推進し、もって心豊かな市民生活及び活力ある地域づくりに寄与していくことを基本とします。

また、定期的な市民意識調査などにより市民ニーズの把握に努め、市民の視点に立った施策や事業の推進に努めます。

【文化振興計画で対象とする文化の領域等】

- 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、映画その他の芸術）
- 生活文化（茶道、華道その他生活にかかる文化）
- 伝統芸能（神楽その他伝統的な芸能）
- 文化財等（史跡、歴史的建造物や祭りなどの有形及び無形の文化財、景観など）

5. 実施計画の事業評価等

文化振興計画に基づき施策・事業を展開することにより、市民文化の向上や地域課題の改善を図る上でどのような成果や効果をもたらしたのか、等々について当該事業の成果を詳細に検証していきます。

□重点施策・事業

重点施策や事業については、年度ごとに当該事業の進行管理を行い、文化振興審議会での外部評価や、文化振興計画推進会議での内部評価を求めながら、その問題点や課題を明らかにし、改善策などの検討を行います。

□筑紫野市事務事業

文化関連事業として位置づけた事務事業については、今後とも「事務事業評価制度」を活用し、文化振興計画の基本施策の趣旨に照らしながら進行管理を行っていきます。

【重点施策・事業実施計画表】

施 策	年 度			年 度		
	26	27	28	29	30	31
	前期計画			後期計画		
文化振興基盤に関する施策	調査・研究			施策		
重点施策（前期）	施策			中間評価		
重点施策（後期）						
	文化振興審議会による検証、評価、提案					

次期計画への反映

第2章 重点施策・事業

本章では、文化振興計画の【3つの目標と11の施策】を具現化するため、今後より一層力を入れていくべき施策や事業、新規に取り組むべき施策・事業などのなかで優先度の高いものを「重点施策・事業」として位置づけ取り組むものとします。

目標1 文化を通じたひとづくり

- 施策 1 市民が文化にふれ、親しむ機会の創出
- 施策 2 文化活動を促す場の拡充
- 施策 3 文化を支える幅広い人材の育成・充実
- 施策 4 文化を継承し、創造する子どもたちの育成

目標2 文化を活かしたまちづくり

- 施策 5 文化資源の保存・継承とその活用
- 施策 6 文化イベントなどを通じた地域の活性化
- 施策 7 潤いとやさしさのある文化的景観の創出

目標3 文化を広げるしくみづくり

- 施策 8 行政の文化化の推進
- 施策 9 多様な文化活動主体との連携
- 施策 10 文化情報の積極的な収集と発信
- 施策 11 広域的な文化交流の促進

【重点施策・事業推進計画表】

年度 重点施策	前期			後期		
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
施策 1(調査・研究事業) 施策 3(調査・研究事業) 施策 4(学校との連携事業) アウトリーチ推進事業 <small>※文化振興基盤に関する施策</small>		施策 1(調査・研究事業) ●事業に関する基礎調査 ●事業推進システム等の研究 施策 3(調査・研究事業) ●事業に関わる人材等情報収集 ●人材育成・確保のしこみ等研究	施策 4(学校との連携事業) ●事業プログラムの企画・検討 ●人材等のリスト化(情報提供) ●事業の実施と教育的効果検証			
施策 2 文化施設等活用整備指針策定事業		●文化施設等に関する基礎調査 ●文化施設等活用整備指針策定				
施策 4 歴史・文化教材等作成・活用事業				●地域文化資源の調査 ●教材等作成のための体制づくり ●教材等の作成 ●活用プログラム企画と事業実施		
施策 5 「文化資源活用計画」策定事業		●市内文化資源の現状調査 ●文化資源の活用研究 ●「文化資源活用計画」の策定				
施策 6 「人形劇のあるまち推進事業」 施策 11 人形劇団等広域交流事業 <small>※文化振興基盤に関する施策</small>	施策 6(推進事業) ●事業推進に係る調査・研究 ●モデル地区の選定・組織づくり ●人形劇地域公演の企画・実施			施策 11(広域交流事業) ●人形劇団等間の情報交流促進		
施策 6(調査・研究事業) 施策 6(推進事業) 文化・芸術の回廊づくり事業 <small>※文化振興基盤に関する施策</small>				施策 6(調査・研究事業) ●モデル地区の選定・事業企画 ●当該地域内の文化資源等調査 ●事業推進のための組織体制づくり		施策 6(推進事業) ●モデル事業等の実施とその評価
施策 7 部門別計画への文化施策の反映	●都市計画マスタープラン施策					
施策 8 事業評価基準等策定事業				●文化事業の現状調査・分析 ●評価指標等の策定		
施策 8 文化に係る行政職員等研修事業	●職員研修等の企画・実施					
施策 9 プラットフォーム研究事業						●プラットフォームに関する研究
施策 10 文化情報発信に関する研究事業	●情報発信に係る現状分析と改善策等の研究 ●新たな情報システム等の研究					
施策 11 宝満山史跡等活用研究事業			●史跡等を活用した広域連携事業の研究			

目標1 文化を通じたひとづくり

施策 1 市民が文化にふれ、親しむ機会の創出

- (1) 講座などを開催し、市民が文化への理解を深めることができるよう働きかけます。
- (2) 市民が身近に文化を鑑賞、体験できる機会を充実させます。
- (3) 市民が等しく参加できるような文化施設などの企画、運営方法を検討します。
- (4) 芸術性等の向上をめざす人々がより高質な文化活動を展開できるよう支援します。
- (5) 芸術祭や施設イベントなどを開催・充実し、市民が気軽に文化に接することができる取り組みを行います。

【重点施策・事業及びその背景】

文化芸術活動は、自分自身の暮らしを豊かにし、生きる価値を見出すうえで大切な契機となるものであり、すべての市民が、主体的に文化にふれ、学び、創作する機会を充実させていく必要があります。

思いを込めて創られた芸術作品の魅力や文化財から伝わる歴史の重み、本物にしか持ち得ない迫力やエネルギーは、日ごろ味わえないような感動や刺激を与えてくれます。また、完成された作品や公演を鑑賞するだけでなく、ワークショップによる文化芸術体験やその指導者との交流を行うことで、文化芸術をより身近に感じ、理解をより深いものとすることができます。

こうしたさまざまなアプローチを通して、これまで文化芸術に興味・関心がなかった人々や参加する機会が少なかった人々、次世代を担う子どもたちなどに対し、文化芸術への興味を喚起し、文化芸術活動の裾野を拡げていくことがますます重要となっています。

NO	重点施策・事業	主な担当所管
1	<p>①アウトリーチ推進事業(調査・研究事業)</p> <p>日常において文化芸術にふれる機会の少ない、あるいは困難な施設入居者や地域住民が文化芸術を体験する機会を享受できるよう、また、学校教育などにおいて、本物の文化芸術にふれたり、日ごろ味わえないような感動や刺激を児童生徒に直接働きかけていくため、本市に合ったアウトリーチのしくみや体制などについて研究・検討を進めます。</p> <p>【27・28年度】</p> <ul style="list-style-type: none">●事業に関する基礎調査●事業推進システム等の研究	文化情報発信課 生涯学習課 (文化会館)

アウトリーチ：

この言葉の本来の意味は、①手を伸ばすこと、手を伸ばした距離、到達距離、②（地域社会への）奉仕（援助、福祉）活動、（公的機関や奉仕団体）の出張出前サービス、ですが、公立文化施設等においては、1990年代後半から、日常において文化芸術にふれる機会の少ない、あるいは困難な施設入居者や地域、住民が文化芸術を体験する機会を提供する事業の名前として定着してきました。

具体的には、①文化施設内での鑑賞・体験サポート（例えば、美術館などでの解説付き鑑賞教室（ギャラリートーク）、劇場等でのバックステージツアーやレクチャーコンサートなど）や②派遣型の鑑賞・体験サポート（例えば、学校や福祉施設にアーティストを派遣して行われる音楽や・演劇の公演）、などがありその内容はさまざまです。

施策 2 文化活動を促す場の拡充

- (1) ライフスタイルなどに応じて文化活動に親しみ、成果を発表できるような場の整備を進めます。
- (2) 市民が等しく文化を享受し、活動に参加できるような施設運営に努めます。
- (3) 市民に対し文化施設などに関する情報を積極的に提供し、利用促進を図ります。
- (4) 文化施設の相互関連をもてるよう、ネットワークや情報の共有化を進めます。
- (5) 文化活動や交流の場としての、文化施設以外の施設活用を検討します。
- (6) 文化施設の柔軟な管理運営と文化情報の効果的な収集・提供に努めます。

【重点施策・事業及びその背景】

本市には、図書館やコミュニティセンターなどさまざまな文化関連施設があり、市民のニーズに応じた施設運営が行われていますが、施設の老朽化や運営体制などにおいて改善すべき課題も少なくありません。特に、筑紫野市文化会館は、本市独自の文化を象徴し、牽引していく文化施設としての役割が求められていますが、基本的な施設機能が脆弱であり、バリアフリー化への対応の遅れや諸設備の経年劣化など様々な問題が顕著に表れています。

今後も安全性を確保し、新しい表現活動への対応、鑑賞・発表の場としてふさわしい環境づくりを進めていくとともに、今日的課題に対処するため、当該施設・設備の機能や運営形態などの現状把握・分析を行い、計画的な機能維持や強化・改善を図っていく必要があります。

また、個々の施設機能や専門性を生かしながら、施設間での事業連携やネットワーク化を推進するとともに、文化施設以外の既存施設や空きスペースなどの有効活用を進めていくことが重要となります。

NO	重点施策・事業	主な担当所管
2	<p>①文化施設等活用整備指針策定事業</p> <p>個々の文化施設のあるべき機能・設備を再点検し、適切かつ効果的な施設運営を図るとともに、市内にある文化施設以外の公共施設や商店街の空き店舗、遊休施設などを新たな文化芸術活動の場として利活用するため、現状調査を実施し、文化施設等活用整備のための指針づくりを進めます。</p> <p>【28・29年度】</p> <ul style="list-style-type: none">●文化施設等に関する基礎調査●文化施設等活用整備指針の策定	文化情報発信課 施設等所管課 施設等整備担当課

施策 3 文化を支える幅広い人材の育成・充実

- (1)文化活動に関わる人や団体などが市内で活動し、発表できるような機会の充実を図ります。
- (2)学校教育をはじめ様々な生涯学習の場において、芸術家などが指導・支援を行うようなしくみを整えます。
- (3)ボランティアなどの育成・確保を行いながら、その活動のための環境づくりを進めます。
- (4)福祉などの他分野で、文化を活用した事業を展開する人材の育成を図ります。

【重点施策・事業及びその背景】

文化芸術の振興を図るためには、鑑賞する側や表現活動を行う側だけでなく、文化芸術と市民をつなぎ、支えるなどの役割を担う人材や組織が重要となります。

近年、アウトリーチ事業が全国的に広がりを見せ、さまざまな事業効果例が報告されています。こうした事業を効果的に取り入れていくためには、文化施設などの実施主体と学校などの派遣先とのネットワークを構築し、協力体制・信頼関係を築きながら、その目的や成果を共有することが重要となります。また、ワークショップなどを行うことができるアーティストやプログラムの内容などを調整するコーディネーターなどの育成・確保が不可欠となります。

このため、文化芸術団体、NPOなどとの連携を図りながら、事業に必要な人材などの情報収集を図るとともに、養成講座などの事業企画を行いながら人材の育成・確保に努めていく必要があります。

NO	重点施策・事業	主な担当所管
3	<p>①アウトリーチ推進事業(調査・研究事業)</p> <p>ワークショップの経験や意欲を持つアーティストや団体、派遣先と人材とを結び調整を図るコーディネーターなど、その育成・確保のための調査・研究を行います。</p> <p>【27・28年度】</p> <ul style="list-style-type: none">●事業に関わる人材などの情報収集●人材育成・確保のしくみなど研究	文化情報発信課 生涯学習課 (文化会館)

施策 4 文化を継承し、創造する子どもたちの育成

- (1) 子どもたちが文化を理解し、親しむことができるよう、身近に体験する機会の充実を図ります。
- (2) コンクールなど子どもが発表する場や機会の拡充と、親子で参加できる鑑賞機会の充実を図ります。
- (3) 子どもたちが地域文化を学び、継承していくような活動の充実と活性化を促進します。
- (4) 学校教育において、文化のすばらしさを身近に体験できる機会づくりを進めます。

【重点施策・事業及びその背景】

地域社会や家庭の環境の変化に伴い、地域における連帯感の希薄化や家庭の教育力の低下などが進み、子どもたちが地域文化を理解し、継承する機会などが少なくなってきました。こうしたなかでは、学校教育や地域活動の中で、郷土の多様な文化資源や伝統行事、優れた文化芸術にふれ、体験する機会を意図的に提供し、子どもたちの豊かな感性と創造力を育んでいくことが重要となります。

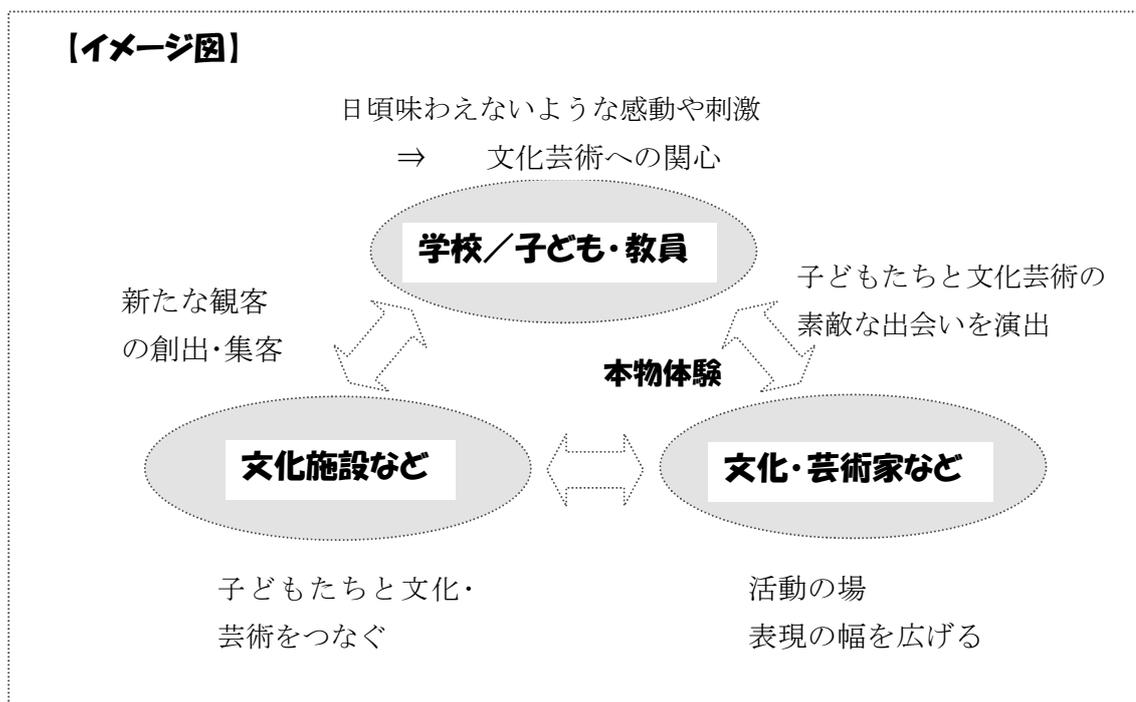
文化施設などが学校教育に配慮した事業企画を行い、学校などが積極的に活用していくようなしくみや関係性を構築するとともに、さまざまな人々との交流やワークショップなど、日ごろ味わえない感動や刺激を児童生徒に直接働きかけるような取り組みを進めていく必要があります。

また、地域の大人たちが、地域文化を受け継ぎ発展させていくのは子どもたちであるということを再認識し、地域のなかでさまざまな事業を展開していくとともに、学校が地域との連携を図り、児童生徒が地域の歴史や文化について考え、身近な「人・こと・もの」に出会うことができるような学習の展開をめざしていくことが求められます。

NO	重点施策・事業	主な担当所管
4	<p>①歴史・文化教材等作成・活用事業</p> <p>学校教育において、子どもたちが地域の歴史・文化について考え、身近な「人・こと・もの」に出会う学習が展開できるよう、行政と地域、学校が連携し教材などの作成を行い、その効果的な活用を図ります。</p> <p>【29～31年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域文化資源の調査 ●教材など作成のための体制づくり ●教材などの作成 ●活用プログラムの企画と事業実施 	<p>文化情報発信課 学校教育課</p>

文化資源：文化財などについて、社会的活用を図ることにより新たな価値を生み出す資源と捉える考え方。本計画では、地域にとって文化的魅力が高い文化財や各種の建物や文学碑・民話・自然・ゆかりの人物などを対象とします。

NO	重点施策・事業	主な担当所管
4	<p>②アウトリーチ推進事業(学校との連携事業)</p> <p>子どもたちが文化芸術への興味や関心を高め、主体的な活動につながるができるよう、文化施設などの体験型事業プログラムと連動させながら、学校でのアウトリーチ事業を推進します。</p> <p>【29・30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業プログラムの企画・検討 ●人材などのリスト化(情報提供) ●事業の実施と教育的効果などの検証 	<p>文化情報発信課 生涯学習課 学校教育課 (文化会館)</p>



目標2 文化を活かしたまちづくり

施策 5 文化資源の保存・継承とその活用

- (1)本市の自然や文化資源を学ぶ機会の充実を図るとともに、文化財保護の普及啓発に努めます。
- (2)文化財の適切な保存・管理を行うとともに、埋もれた地域文化の掘り起こしとその活用に努めます。
- (3)関係団体の活動を支援し、文化資源の保存・継承・活用のためのしくみづくりをめざします。
- (4)福祉や都市整備など多様な分野との連携を図り、文化資源の効果的な活用・促進に努めます。

【重点施策・事業及びその背景】

本市には、今も古い歴史をうかがわせる文化資源が随所に存在し、かつて筑紫野を舞台として活躍した人々の息吹を感じることができます。こうした文化資源は、本市の歴史や文化を正しく理解するために欠くことのできないものであり、これからの魅力ある筑紫野市を創っていくための貴重な財産であるといえます。

このため、地域の文化資源について学ぶ機会の充実を図り、文化財など保護の啓発に努めるとともに、地域の人々が主体的に、地域に埋もれた文化資源を掘り起こし、保存や活用を図るための取り組みを促していく必要があります。

また、まちづくりや観光などの振興に資することができるよう、文化資源を総合的かつ効果的に活用するための指針づくりが重要です。

NO	重点施策・事業	主な担当所管
5	<p>①「文化資源活用計画」策定事業</p> <p>市内にある文化資源の現状把握に努め、文化財などにまつわるストーリー性を大切にしながら、個々の文化資源として、また文化資源群（ゾーン）として計画的に整備・保存を行うとともに、これらを教育や観光、地域づくりなどにおいて総合的かつ効果的に活用するための指針づくりを行います。</p> <p>※施策6「文化・芸術の回廊づくり事業」に連動</p> <p>【27～29年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市内文化資源の現状調査 ●文化資源の活用の研究 ●「文化資源活用計画」の策定 	<p>文化情報発信課 商工観光課 市民協働推進課</p>

施策 6 文化イベントなどを通じた地域の活性化

- (1) 地域の文化財や行事などを地域のシンボルなどに位置づけながら、まちの魅力づくりに取り組みます。
- (2) 市民などが主体的に参加・参画できるような文化イベントなどを開催し、多様な人々の交流を促進します。
- (3) 魅力ある観光資源づくりを行うとともに、「もてなしの心」に満ちたまちづくりを進めます。

【重点施策・事業及びその背景】

本市は古くから交通の要衝として栄え、現在でも多くの鉄道駅が立地し、主要幹線道路の整備が進むなど、交通利便性の高い都市です。単なる通過都市に留まることがないように、こうした地域特性や豊かな文化資源を効果的に活かし、まち歩きを楽しみながら長く滞在できるような文化・交流拠点の整備とゾーン形成を進めていくことが求められます。

このため、市内外の多くの人々の興味・関心を促すような歴史・文化・自然などのテーマでストーリーを設定し、さまざまな機関団体などが連携・協働しながら、市内に点在するさまざまな文化資源や魅力ある景観ポイント、店舗や展示ギャラリーなどを結びつけ、まちの回遊性を高めるルートづくりに取り組む必要があります。また、まちづくりや経済、観光との相乗効果を促す企画事業やガイドボランティアの育成などの取り組みが求められます。

また、本市において長年にわたり実施されている「ちくしの人形劇まつり」を地域へと広げながら、大人を対象とした人形劇や地域に伝わる昔話を題材とした人形劇など、筑紫野らしさを醸し出す文化事業として育てていくことも重要です。

NO	重点施策・事業	主な担当所管
6	<p>①「人形劇のあるまち」推進事業</p> <p>市を代表する文化事業として人形劇を育てていくため、市内各地区に新たな実行委員会組織を設けながら地域公演やワークショップなどを実施し、人形劇に対する理解と活動支援を促していきます。</p> <p>【26～28年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業推進に係る調査・研究 ●モデル地区の選定・組織づくり ●人形劇地域公演の企画・実施 	<p>文化情報発信課 生涯学習課 子育て支援課 市民協働推進課</p>

NO	重点施策・事業	主な担当所管
6	<p>②文化・芸術の回廊づくり事業(調査・研究)</p> <p>本市を訪れた人々が歴史・文化・自然などにふれながら、まち歩きを楽しみ、長く滞在できるようなまちの実現をめざすため、「文化・芸術の回廊」事業として調査・研究を進めます。</p> <p>【29～31年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●モデル地区の選定・事業企画 ●当該地区内の文化資源等調査 ●事業推進のための組織体制づくり 	文化情報発信課 商工観光課
	<p>③文化・芸術の回廊づくり事業(事業推進)</p> <p>文化・芸術の回廊としてのモデル地区を設定し、組織整備及び具体的な施策・事業の企画・推進を図ります。</p> <p>【31年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●モデル事業の実施とその評価 	

施策 7 潤いとやさしさのある文化的景観の創出

- (1) 文化的景観の保全を促しながら、市民が身近に歴史・文化を感じ取れるような環境づくりを進めます。
(2) 「文化のまちづくり」の推進を市民に働きかけながら、筑紫野らしい文化的な景観づくりを進めます。

【重点施策・事業及びその背景】

福岡都市圏の南端に位置する本市は、住宅都市として発展してきましたが、東と西とを豊かな山々に挟まれ、2つの水系が流れるなど、その恵まれた自然環境はまちの大きな魅力となっています。また、古来より交通の要衝として栄えてきた本市は、さまざまな人々の暮らしの営みの中で、地域ごとに異なる文化的景観が育まれてきました。

こうした文化的景観を次の世代に引き継ぎ、地域の大切な共有財産として位置づけながら保全・活用を促していくとともに、市民、事業者、行政が連携・協力しながら、緑豊かで、日々の暮らしにゆとりや安らぎを実感できるようなまちの形成に取り組んでいく必要があります。

また、本市のまちづくり指針である「第二次都市計画マスタープラン」の策定が予定されています。こうした計画に文化の視点を入れながら、自然や歴史に培われた文化を身近に感じ取れる都市景観の形成を進めていくことが重要です。

NO	重点施策・事業	主な担当所管
7	<p>①部門別計画への文化施策の反映</p> <p>市民や事業者、行政が連携・協力しながら、潤いとやさしさのある文化的景観の形成を図るため、「第二次都市計画マスタープラン」に文化の視点を入れながら文化政策としての事業推進を図ります。</p> <p>【26・27年度】</p> <p>●都市計画マスタープランへの文化施策の反映</p>	都市計画課

目標3 文化を広げるしくみづくり

施策 8 行政の文化化の推進

- (1) 行政施策などへの市民参画について研究を進めるとともに、行政部局を越えた組織連携を促進します。
- (2) 行政施策などを文化的視点から捉えなおし、行政全体の質を高めていきます。
- (3) 市民のニーズや文化に関わる人々の意見を活かしながら、市民協働による文化施策の推進を図ります。
- (4) 文化振興計画の理念や考え方を広く市民に周知するとともに、関連条例などの整備を進めます。

【重点施策・事業及びその背景】

本市の文化行政は、「第四次筑紫野市総合計画」において「生涯学習・社会教育の推進」施策のなかの一基本事業として扱われているように、文化振興や生涯学習関連部署、あるいはその関係施設の事業として狭く捉えられる傾向がありました。

しかし、近年では観光や教育、福祉などのさまざまな分野において、文化資源の活用や文化的視点を踏まえた事業が広がりはじめています。こうした現状を踏まえ、行政組織内の情報交流や連携・協力関係を強めるとともに、行政職員自身が人間性、地域性、創造性、美観性、芸術性といった市民の視点から常に自分の業務を点検し取り組んでいくことが求められます。

そのため、今後策定される「第五次筑紫野市総合計画」において、文化施策を適切に位置づけながら、全庁的かつ横断的な組織体制の整備・充実を図るとともに、行政職員を対象に研修や文化ボランティア活動の推奨を行うなど、文化行政の質向上に資する事業を進めていく必要があります。

また、市民と行政が一体となった文化振興を図るため、文化振興計画の趣旨・目的などの周知を図るとともに、広く市民の声を取り入れながら、文化事業の適切な評価・検証のための指標を策定し、事務事業評価制度などに活かしていく必要があります。

NO	重点施策・事業	主な担当所管
8	<p>①文化事業に関する評価基準等策定事業</p> <p>市場原理や経済原理だけでは成立しない事業や芸術的価値を支えるため、数値だけでは捉えられない文化振興成果の評価・検証指標の策定を進めます。</p> <p>【29・30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化事業の現状調査・分析 ●評価指標の策定 	文化情報発信課
	<p>②文化に係る行政職員等研修事業</p> <p>文化振興（文化行政）に関する行政職員の意識の向上と共有化を図るため、行政職員等研修を企画・実施するとともに、文化ボランティア活動の推奨を図っていきます。</p> <p>【26～28年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職員研修などの企画・実施 	

行政の文化化：行政全般について、文化の視点から見直すことにより、行政サービスの向上や市民の立場に立った行政施策の推進をめざすこと。

施策 9 多様な文化活動主体との連携

- (1) 多様な文化活動主体との連携に努め、個々の団体が有する人材などを活かせる体制づくりを進めます。
- (2) 研修機会や活動の場の提供を行うなど、市民が文化ボランティアとして参加しやすい環境づくりを進めます。
- (3) 企業の主体的な文化事業や、企業による人材や資金援助などといったメセナ活動の促進を図ります。
- (4) 多様な文化活動主体の情報交流を促し、さまざまな課題を論議できる場や機会の提供に努めます。

【重点施策・事業及びその背景】

文化芸術活動は、市民をはじめ文化団体や教育機関、地域団体、企業などさまざまな担い手により支えられ、進められています。特に文化団体・グループ等においては、新たな会員の加入が伸びず、会員の固定化や高齢化などの課題を抱えているところも多く、その活動や交流なども当該団体の内部にとどまり、他分野団体などとの交流はほとんど行われていないという実態も見られます。

このため、同種の団体間連携・交流はもちろんのこと、他分野の団体や市外の団体との情報交流などを促しながら、それぞれの団体活動の質的な向上や新たな文化の創造につなげることができるよう、文化施設や文化団体などを束ねる組織などがプラットフォームとしての役割を担い、その機能強化を図っていくことが求められます。

また、プラットフォームを、社会貢献に係る連携事業などの企画やこれからの筑紫野市の文化振興を研究していく場などへ発展させていくことが期待されます。

NO	重点施策・事業	主な担当所管
9	<p>①プラットフォーム研究事業</p> <p>多様な文化活動主体が、学んだ知識やスキルを、社会貢献活動や新たな行動につなげることができるよう、対等な立場で、情報交換や事業連携の調整・協議などを行うための「プラットフォーム」づくりを研究します。</p> <p>【30・31年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●プラットフォームに関する研究 	文化情報発信課 生涯学習課

プラットフォーム：さまざまなものを広く大きく支え、さまざまな活動や情報の拠点となる場所や組織（活動基盤）

メセナ：「芸術文化支援」を意味するフランス語であり、企業などが社会貢献を目的として文化、芸術活動を支援すること。

施策 10 文化情報の積極的な収集と発信

- (1) 効果的な情報提供のあり方を検討し、市民のニーズに応じた情報の収集・提供に努めます。
- (2) 公共文化施設の連携強化を図り、効果的な情報提供のためのネットワーク化を推進します。
- (3) 関係団体との協議を行いながら、筑紫野の文化を戦略的に発信するためのしくみづくりに取り組みます。

【重点施策・事業及びその背景】

文化情報を市民と共有することは、単に事業などの紹介や周知にとどまらず、文化芸術活動への新たな参加・参画を促す手段になり、市民による文化活動の活性化や裾野の拡大につながります。また、文化芸術活動を全国に向けて発信することにより、他の活動に影響を与えたり、外部からの評価を受けたりすることが可能となり、その文化芸術活動が一層活性化することが期待されます。

このため、市内各地で行われている文化芸術情報や市民の文化的ニーズをきめ細かく把握し、インターネットなどの効果的な活用を図りながら情報発信に努めるとともに、情報に関わる行政サービスの向上を求める市民の声を真摯に受け止めながら、これまでの文化の発信方法やシステムをさまざまな視点から点検し、その充実・改善に努めていく必要があります。

また、さまざまな情報媒体を積極的に活用し、パブリシティの効果を高めていくとともに、「筑紫野市ふるさと親善大使」や「つくしちゃん」などの活用を広げ、本市の更なるイメージアップにつなげていくことが求められます。

NO	重点施策・事業	主な担当所管
10	<p>①文化情報発信に関わる研究事業</p> <p>これまでの広報システムや手段などの課題を整理・分析し、充実・改善につなげるとともに、「筑紫野市ふるさと親善大使」制度や「つくしちゃん」などキャラクターを効果的に活用し、パブリシティの効果を高める取り組みを進めていきます。</p> <p>【27・28年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●情報発信に係る現状分析と改善策などの研究 ●新たな情報システムの研究 	戦略企画課

パブリシティ： 団体等が、その事業や作品などに関する情報を報道機関に提供し、マスメディアで報道されるよう働きかける広報活動。

施策 11 広域的な文化交流の促進

- (1) 他市町との交流を推進し連携を図りながら、新たな文化事業の展開とその基盤づくりを進めます。
- (2) 筑紫地区の各市町が連携し、筑紫地区の歴史や文化の魅力を広くアピールしていきます。
- (3) 文化団体などの広域交流事業等を促し、筑紫野市の文化を積極的に情報発信していきます。
- (4) 関係機関団体との連携を図り、市内に暮らす外国人への文化情報提供や交流事業の充実に努めます。
- (5) 国際的な文化交流の推進を図るとともに、市民による主体的交流活動を支援します。

【重点施策・事業及びその背景】

文化財など地域の文化資源の魅力を高め、より効果的に周知・活用していくためには、関連する歴史・文化などを有する自治体が連携・協力し、広域的に事業展開を図れるようなしくみや基盤づくりを進める必要があります。

特に筑紫地区においては、歴史的つながりの中で一つの文化圏が形成されており、圏域内に分布する文化資源を効果的に活かしながら、広域的な連携のなかで文化の振興や観光振興などを目指していくことは重要です。

また、外部からの刺激は、個々の文化事業活動の活性化や技術の向上等に大きな効果をもたらすことから、現在行われている市民や文化団体等レベルでの広域交流の取り組みを活性化させ、新たな事業展開が図れるよう側面から支援を行っていくことが大切になります。

NO	重点施策・事業	主な担当所管
11	①宝満山史跡等活用研究事業 国指定史跡などを、より総合的かつ効果的に事業展開を図っていきけるよう、行政域を越えた連携事業を推進します。 【28・29年度】 ● 史跡などを活用した広域連携事業の研究	文化情報発信課
	②人形劇団等交流促進事業 人形劇に係る交流や連携事業がさらに充実したものとなるよう、側面からの活動支援に努めます。 【29年度】 ● 人形劇団等間の情報交流促進	文化情報発信課 生涯学習課

===== 関係資料 =====

1. 各種調査等の結果(概要)
2. 平成25年度筑紫野市事務事業(文化関連事業)取り組み一覧表
3. 筑紫野市文化振興審議会の動き(審議経過)
4. 筑紫野市文化振興審議会委員名簿
5. 筑紫野市文化振興条例及び同施行規則

各種調査等の結果(概要)

平成25年度に筑紫野市文化振興実施計画を策定するため、平成24年度の後期から平成25年度前期にかけて、本市の文化振興への取り組み状況等の実態把握と市内文化関連公共施設等の実態調査及びそれらの施設等を利用されている市民や団体等にかかるアンケート調査を実施しました。

<調査内容>

- 1) 全庁実態(把握)調査
- 2) 市内一般公共(文化関連)施設等実態調査
- 3) 小・中学校施設実態調査
- 4) 小地区公民館施設実態調査
- 5) 文化関連団体等へのアンケート調査

1. 全庁実態(現状把握)調査

- 1) 調査対象：行政内組織の43課等
- 2) 調査期間：平成24年9月25日から平成24年10月16日まで
- 3) 調査内容：平成24年度事務事業にかかる文化関連事業への取り組み状況等について
- 4) 調査結果：

全庁43課等のうち、「文化関連事業への取り組みを実施している。」と回答があった課等は8課、全体の約20%であり、残り80%は「該当なし」という回答結果となりました。

各課等の回答状況に「該当なし」が多く、文化振興所管において平成24年度の事務事業と内容等を検証し、文化関連事業と見込める事業を抽出し、文化振興計画の基本施策に基づく事業分類を行い、下記のとおり整理したところ、実態としては多くの課等において文化関連と見込める事務事業に取り組んでいる状況等がわかりました。

<各課等が文化振興計画の基本施策に基づいて取り組んでいる状況一覧表>

1. 文化を通じた人づくり

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 市民が文化に触れ、親しむ機会の創出 | 11課 |
| (2) 文化活動を促す場の拡充 | 10課 |
| (3) 文化を支える幅広い人材の育成・充実 | 8課 |
| (4) 文化を継承し、創造する子どもたちの育成 | 9課 |

2. 文化を活かしたまちづくり

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 文化資源の保存・継承とその活用 | 3課 |
| (2) 文化イベント等を通じた地域の活性化 | 6課 |
| (3) 潤いとやさしさのある文化的景観の創出 | 4課 |

3. 文化を広げるしくみづくり

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 行政の文化化の推進 | 17課 |
| (2) 多様な文化活動主体との連携 | 9課 |
| (3) 文化情報の積極的な収集と発信 | 13課 |
| (4) 広域的な文化交流の促進 | 6課 |

5) 結果分析

- ①平成24年度の全事務事業数(特別会計除く)約720本の中で、文化関連事業と見込める事業への取り組み等が約245本、全体の約34%を占めています。
- ②各課等が多くの文化関連の事業を実施しているにも拘らず、安易に文化関連事業は実施していない、「該当なし」と回答している課等が全体の8割近くに及んでいます。
- ③これらの結果から、文化振興計画が各課等に浸透していないことと併せ、各課等及び職員等が文化への関心、文化に対する認識や意識に違いがあることがわかりました。

6) 今後の課題

- ①文化振興計画の周知と各課等への取り組みへの意識づけの推進
- ②職員等の文化意識の向上を図るため、文化研修等の実施
- ③職員等の文化関連事業への参加促進
- ④行政への文化的視点や事業への文化性の導入についての検討
- ⑤文化振興に向けての全庁的な組織体制の整備

2. 市内一般公共（文化関連）施設等実態調査

1) 調査対象施設：13施設

- 生涯学習センター 市民図書館 歴史博物館 文化会館
- 総合保健福祉センター（カミーリヤ） 勤労青少年ホーム 竜岩自然の家
- 二日市コミュニティセンター 山口コミュニティセンター 御笠コミュニティセンター
- 筑紫南コミュニティセンター 山家コミュニティセンター 筑紫多目的集会所

2) 調査期間：平成24年11月28日から平成24年12月14日まで

3) 調査内容：施設の現状と課題

4) 調査結果：

- ①各施設の維持管理と併せ、生涯学習に関する各種情報の提供、学習グループ等へ支援（場所の提供や使用料の減免、機材等の貸し出しなど）や市民のニーズに合わせた各種講座等の開催及びグループ活動等の支援など幅広く展開されています。
- ②各施設の建設時期が異なる中、施設内のバリアフリー化や洋式トイレの設置など高齢者や子ども、障害者等へ配慮した施設の整備、市民や団体等が利用しやすい環境づくりが望まれています。

5) 今後の課題

- ①各施設等が抱える共通の課題として、ハード面が多く、建物自体の老朽化、施設内設備の補修、使用機材等の故障また、人口増に伴う駐車場スペースの確保などが望まれます。
- ②生涯学習の拠点となる生涯学習センターでは、施設使用基準の見直しやイベント等の充実が望まれます。
- ③文化振興の中核施設を担う文化会館は、建物の老朽化と併せ、当初文化施設として建設されていないため、文化施設としての機能や設備等の改善が望まれます。

3. 小・中学校施設実態調査

1) 調査対象施設：市内11小学校・5中学校

2) 調査期間：平成24年11月30日から平成24年12月14日まで

3) 調査内容：文化関連事業への取り組みと学校施設の一般開放に向けた課題等

4) 調査結果：

- ①すべての学校において、文化関連事業への取り組みは実施されているものの、推進に向けての関わり方には、学校間での温度差があります。
- ②個別には、学校と地域が連携した文化事業と調べ学習的な事業、音楽鑑賞、観劇などの取り組みが進められています。
- ③学校施設内において、体育館以外の施設の開放については、その前提として安全・防犯などのセキュリティの問題が大きくまた、教育課程との絡みもあり、現状では厳しいとの意見が出ています。
- ④中学校施設においては、放課後生徒の部活動が優先されており、夜間においては校舎内外の管理、防犯等の問題もあり、一般開放に向けては現状では厳しいとの意見があります。

5) 今後の課題

- ①学校施設の一般利用については、安全対策や防犯などセキュリティーの問題が大きく影響しており、施設の安全管理等を踏まえて、今後施設の開放や空き部屋の有効活用など検討が望まれます。
- ②パソコン教室、図書室、調理室など利用できる施設等の開放について、学校内での施設管理や利用者側との日程調整など学校側の新たな負担も生じており、今後も十分な検討が望まれます。

4. 小地区公民館施設実態調査

- 1) 調査対象施設：市内82行政区（一部除く）地区公民館
- 2) 調査期間：平成24年12月7日から平成25年1月18日まで
- 3) 調査内容：施設の現状と課題
- 4) 調査結果：
 - ①公民館を中心とした地域行事などの催事での利用と併せ、地域住民の文化関連活動等の利用において、場所の提供や使用料の減免など支援がされています。
※地域行事以外は、殆どの公民館が有料制を取っています。
 - ②公民館の運営・管理の面では、公民館主事が常駐している館とそうでない館、世帯数が多い地区と少ない地区など、公民館活動に費用的問題も含めて取り組み等に相当の開きが出ています。
 - ③公民館利用や活動等において、公民館主事の存在は大きく、主事が常駐していない公民館では、施設の利用や利用時の鍵の受け渡しなど利用上の制限がかかり、利用しづらい環境となっています。
- 5) 今後の課題
 - ①地域の行事等も含め、公民館活動に参加する住民が年々少なくなっている状況があり、公民館に出向く、利用する、行きたくなるような取り組み等が望まれます。
 - ②公民館活動を充実させ、独自に文化関連事業に取り組んでいけるような人材の育成や確保など公民館活動を支える環境づくりが望まれます。
 - ③公民館施設の多くが、建物の老朽化、施設の狭隘さ、設備や機材の劣化や不備、また駐車場の狭小や高齢者への配慮などの施設利用上の改善が望まれます。

5. 文化関連団体等アンケート調査

- 1) 調査対象文化関連団体等：市内公共施設等を利用されている大・小の文化関連団体等
- 2) 調査期間：平成25年4月16日から平成25年5月10日まで
- 3) 調査内容：各団体等の現状

◆アンケート調査対象団体等の施設別配布状況（文化関連団体数：約620団体）

NO	施設名	票配布数	回収数	回収率	備考欄
1	生涯学習センター	50	31	62%	文化関連の自主学習グループのみ
2	市民図書館	9	8	89%	集会室利用団体等
3	歴史博物館	3	3	100%	研修室利用団体等
4	総合保健福祉センター	5	3	60%	
5	文化会館	-	-		定期利用はないため、除外
6	勤労青少年ホーム	-	-		自主連絡会がないため、除外
7	二日市コミュニティセンター	54	40	74%	
8	山口 〃	37	22	59%	
9	筑紫南 〃	34	19	56%	
10	御笠 〃	31	22	71%	
11	山家 〃	14	11	79%	
12	筑紫多目的集会所	25	15	60%	
13	小地区公民館（84施設）	358	195	54%	
14	小・中学校施設	-	-		利用数が少ないため除外
	小計	620	369	60%	

4) 調査結果（27P以降に設問ごとの結果をグラフ掲載）

- ①活動の目的は、同じ趣味や活動を行う人の交流の場の確保、文化・芸術の技術向上、活動を通じての社会貢献、地域との交流の場の確保などとなっています。
- ②団体等の中で、少人数で活動するサークルやクラブ的な集まりが多い結果となっています。
- ③団体等の会員については、会員や生徒の固定化や高齢化が進み、団体等の80%近くが60歳以上、60歳未満の会員数は20%弱となっています。
- ④団体等の課題として、新規加入者が少ないという声が多い中、後継者育成のための活動や新規加入者等の促進、他分野との交流など何も取り組んでいない団体等が70%近くあります。
- ⑤地域の文化祭などに参加し、発表会や展示会を開催している団体は、約60%と多い反面、全く参加してない団体等も約40%となっています。
- ⑥市の文化振興計画を知らない団体等が約70%と多く、文化振興施策の具体的な取り組みが団体等や市民等への周知ができていない実態が見えます。
- ⑦文化振興において、市が果たす役割として、青少年が文化・芸術に親しむ機会の充実、練習や稽古など活動できる施設の整備、優れた文化・芸術の鑑賞機会の充実、文化情報の発信など望む声が多く出ています。

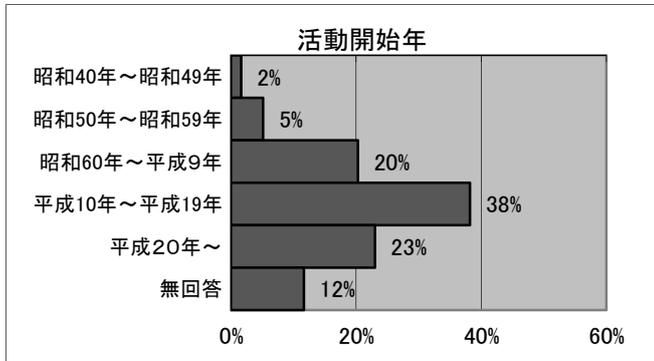
5) 今後の課題

- ①市文化振興計画をより多くの市民や団体等に周知を図るため、その方策と併せ、文化振興、文化の発展に関心をもってもらえるような行政からの仕掛け（講演会、講座等）等の検討が望まれます。
- ②各団体等において、会員や生徒の固定化や高齢化が進み、新しい会員等の確保や育成などが望まれます。
- ③他団体等との文化交流等が少なく、文化活動や関連情報等を含めた交流機会の創出などが望まれます。

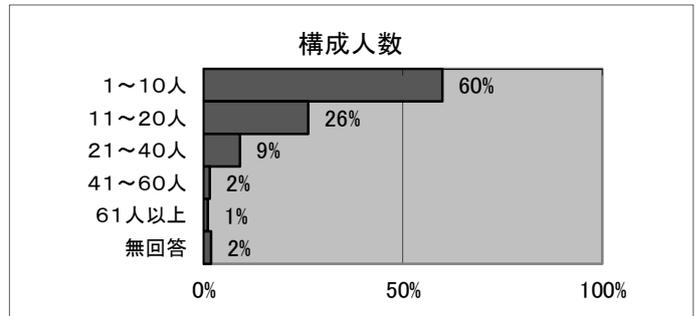
文化関連団体等アンケート調査結果

1. 団体の概要について

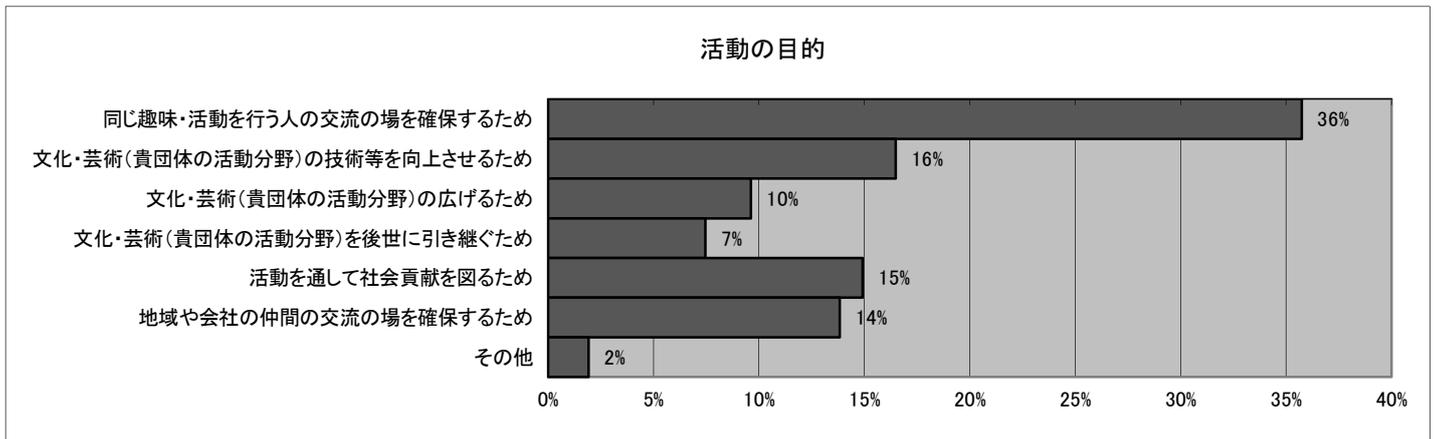
・活動開始年月 回答数:369



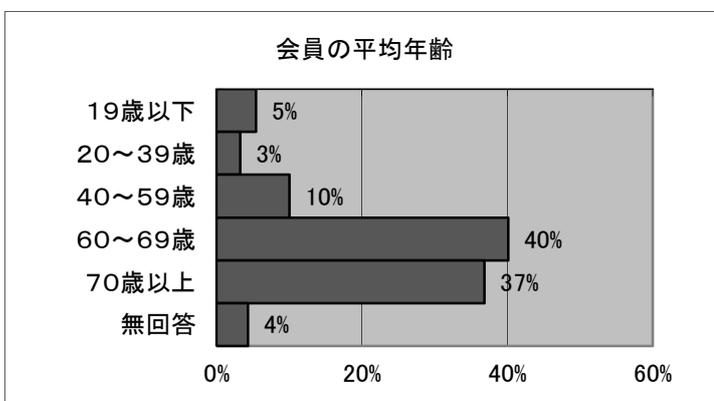
・構成人数 回答数:369



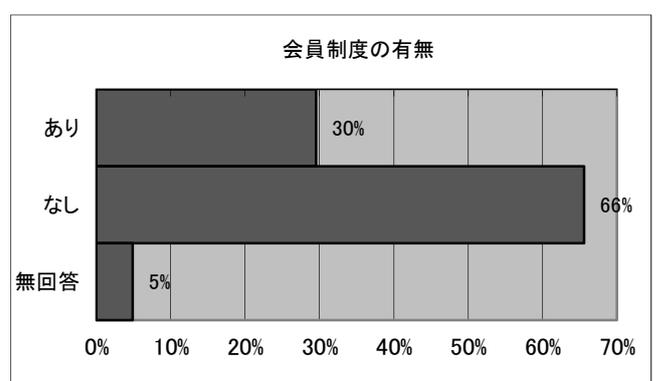
・活動の目的(複数回答可) 回答数:449



・会員の平均年齢 回答数:369



・会員制度の有無 回答数:369

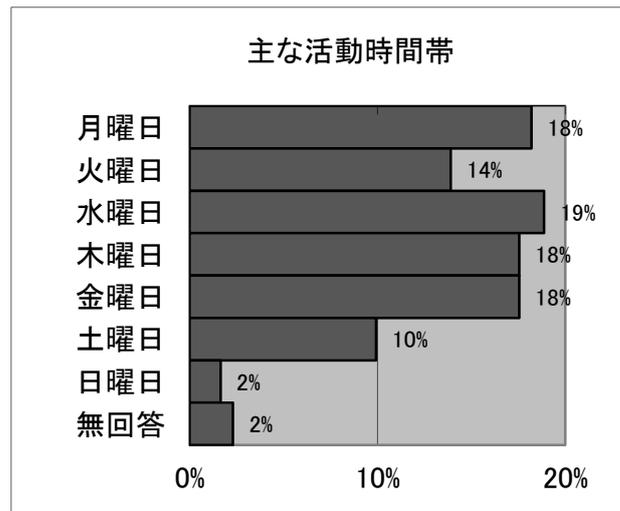
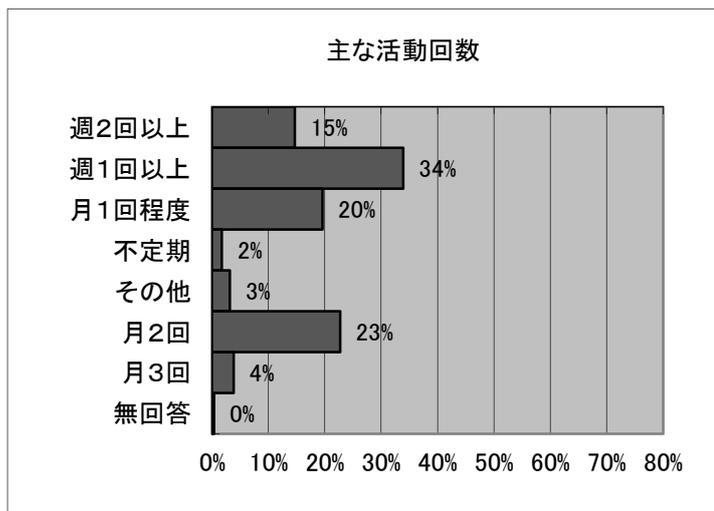


・主な活動日回数

回答数:286

・主な活動曜日

回答数:302

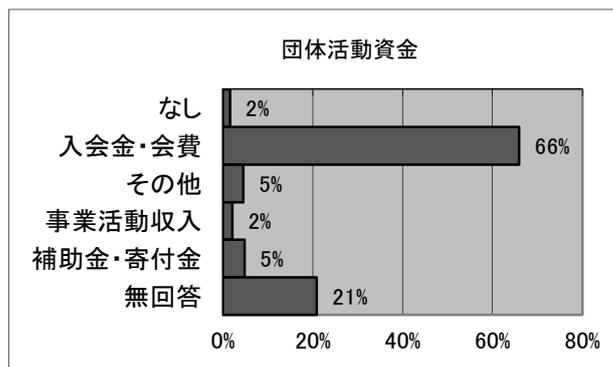
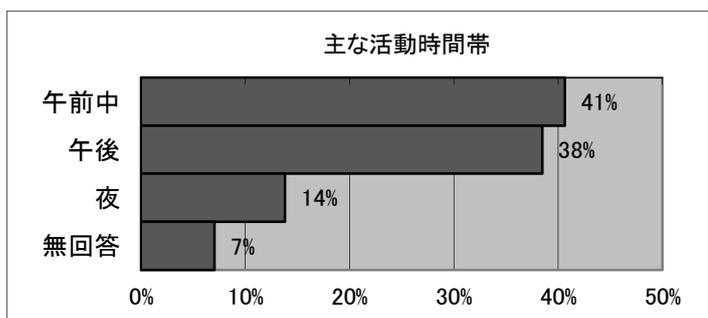


・主な活動時間帯

回答数:369

・団体の活動資金

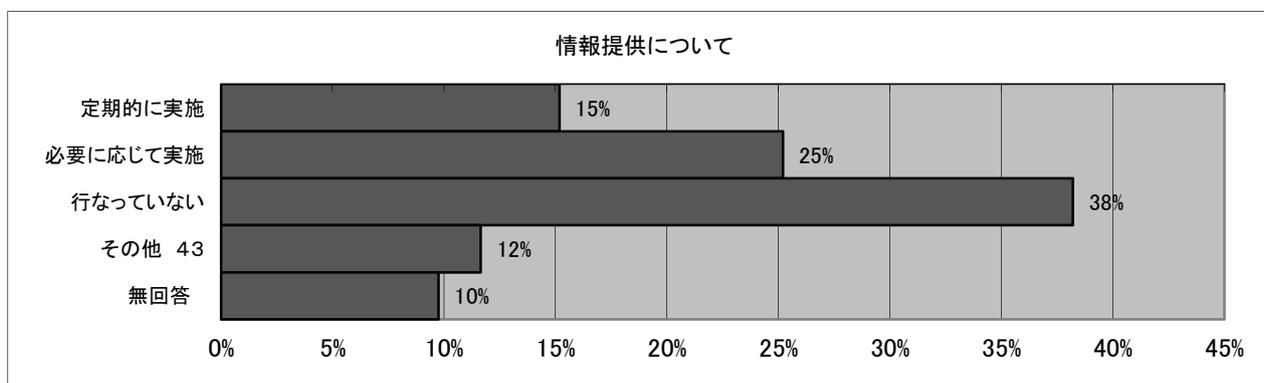
回答数:373(複数回答可)



2. 団体PRや活動状況について

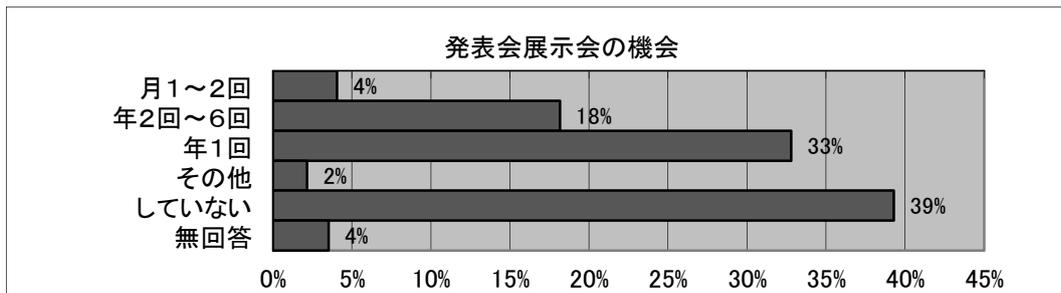
問2 貴団体が行っている事業や活動について、情報提供をおこなっていますか？

回答数:369



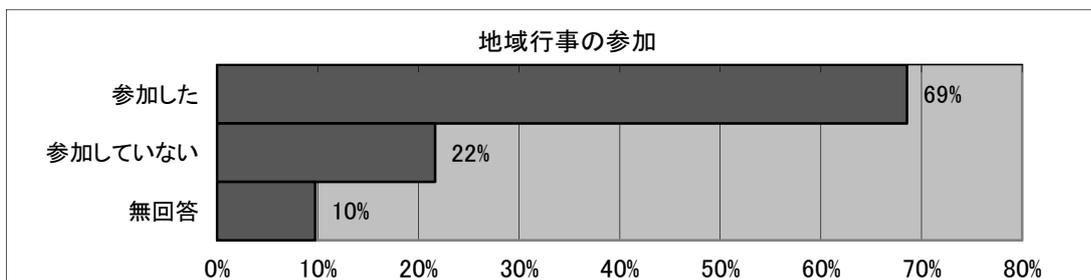
問3 貴団体の主催で、成果の発表会や展示会を行なっていますか？

回答数:369



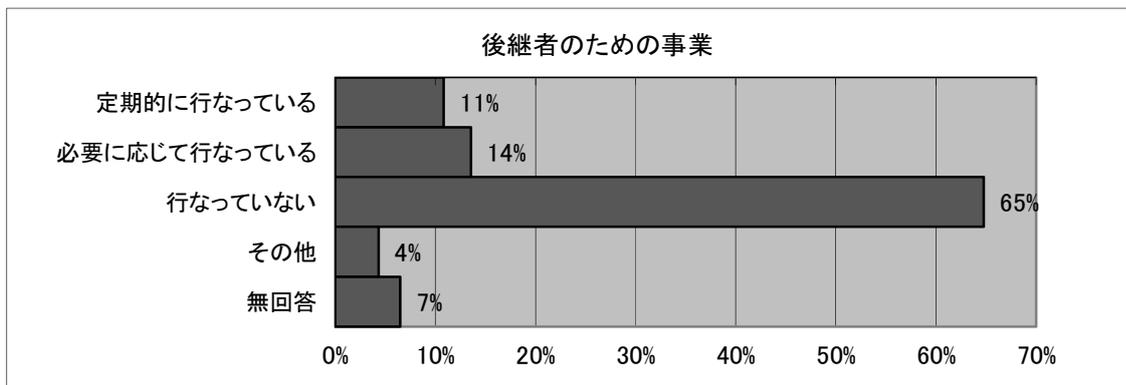
問4 ここ数年間の間に、団体として地域行事に参加したことがありますか？

回答数:369



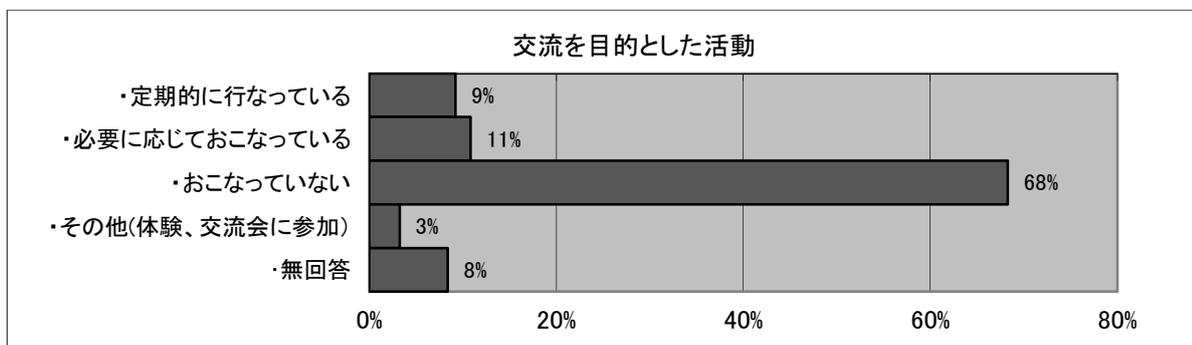
問5 団体として後継者育成のための事業や活動を行なっていますか？

回答数:369



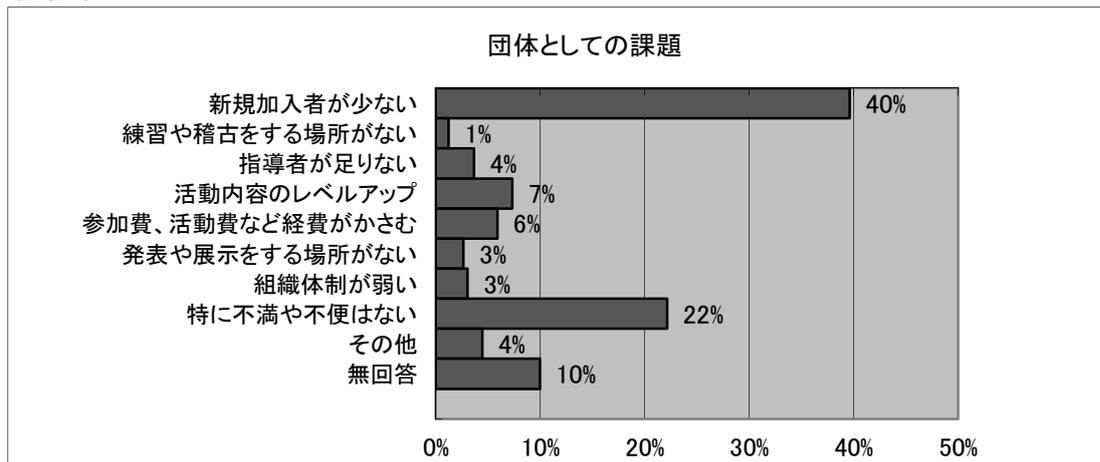
問6 他の分野の団体等と交流を目的とした事業や活動を行っていますか？

回答数:369



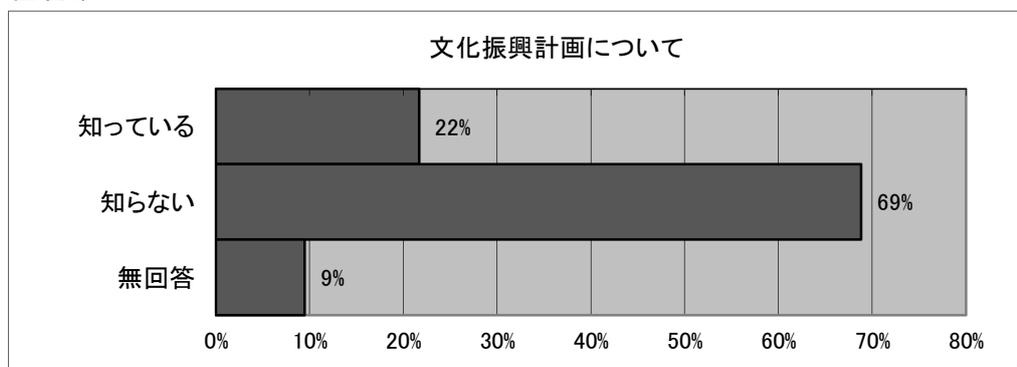
問7 団体活動を行うにあたり、どのような課題をお持ちですか？（複数回答可）

回答数:492



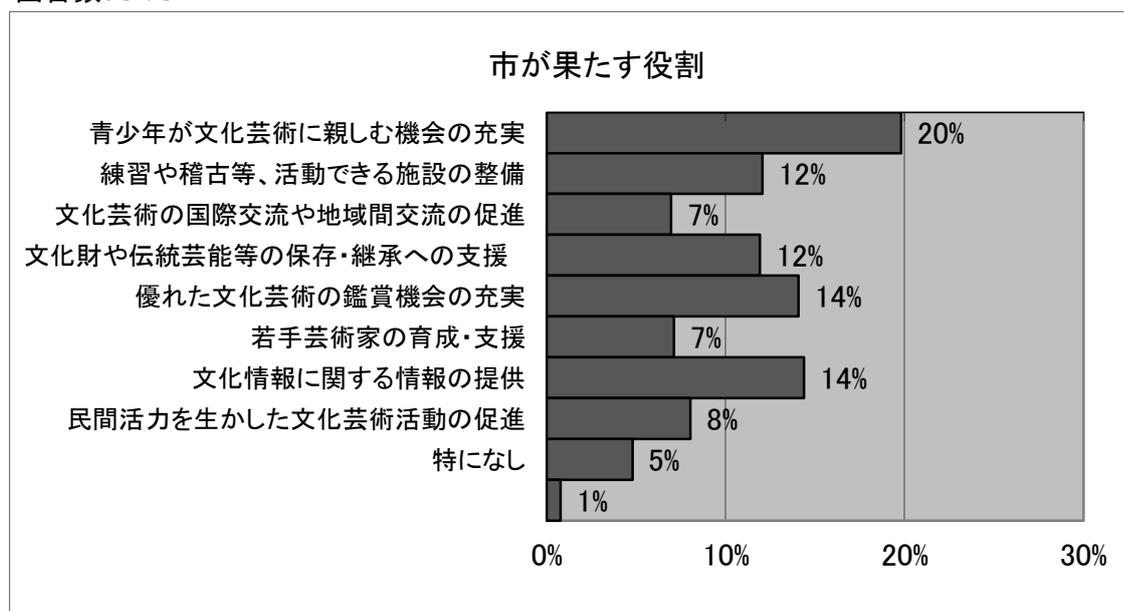
問8 筑紫野市においては、平成21年度3月に文化振興計画を策定しておりますがご存知ですか？

回答数:369



問9 筑紫野市の文化芸術を振興するために、市が果たす役割はどのようなことだと思いますか？（複数回答可）

回答数:646



平成25年度事務事業（文化関連事業）取り組み一覧表
 （※なお、文化会館事業については所管を文化情報発信課としています）

基本目標と基本方向（事業名）	事務事業の名称	所管課等
1. 文化を通じたひとづくり		
(1) 市民が文化にふれ、親しむ機会の創出		
① 講座等を開催し、市民が文化への理解を深めることができるよう働きかけます。		
1)市民大学講座(地域婦人会委託事業)	市民大学講座事業	生涯学習課
2)政治学級(まちをみつめよう学級)	まちをみつめよう学級事業	生涯学習課
3)家庭教育学級(学級活動・合同研修会等)	家庭教育学級事業	生涯学習課
4)人権講座(いきいき人権ライフセミナー)	いきいき人権ライフセミナー事業	生涯学習課
5)人権講座(学びをつなぐ講座)	学びをつなぐ講座事業	生涯学習課
6)女性大学講座(委託事業)	女性大学講座補助金	生涯学習課
7)歴史博物館主催事業(市民ゼミナール外)	ちくしの歴史・文化発信事業	文化情報発信課
8)ちくしの高年大学	ちくしの高年大学事業	生涯学習課
9)ちくしの文化講座(各種講座)	ちくしの文化講座事業	生涯学習課
10)筑紫南コミュニティセンター図書室講座・講演会	筑紫南コミュニティセンター図書室運営事業	生涯学習課
11)コミュニティセンター主催事業	コミュニティ主催事業	生涯学習課
12)ブックスタート事業	図書館運営事業	文化情報発信課
13)市民図書館主催講座(文化教養講座外)	図書館運営事業	文化情報発信課
14)文化会館教養講座(クラシック音楽の楽しみ方講座など)	文化会館管理運営事業	文化情報発信課(文化会館)
15)家族学級(妊婦とその家族のための教室)	妊産婦事業	健康推進課
16)離乳食教室	母子保健一般事務事業	健康推進課
17)健康教育(健康講座、講演会、サポーター養成など)	保健事業(健康教育)	健康推進課
18)消費生活基礎講座	消費者啓発事業	安全安心課
19)男女共同参画推進セミナー・講座(子育てママ応援セミナー外)	男女共同参画セミナー等事業	男女共同参画推進課
20)ちくしの福祉村(公開講座外)	地域福祉計画推進事業	生活福祉課
21)環境講座(ダンボールコンポスト講座)	生ゴミ減量対策事業	環境課
22)環境問題啓発事業(環境学習講座、環境問題標語・作文・絵画の募集)	環境問題啓発事業	環境課
23)筑紫野市同和問題講演会	同和問題啓発強調月間事業	教務課
24)地域子育て支援センター事業(親子教室、サロンの開催)	地域子育て支援センター事業	子育て支援課
25)各種事業・教室開催事業(レクリエーション講習会など)	各種事業・教室開催事業	スポーツ振興課
② 市民が身近に文化を鑑賞、体験できる機会を充実させます。		
1)文化会館公演事業(名曲コンサートなど)	(再掲) 文化会館管理運営事業	文化情報発信課
2)五郎山古墳館事業(大型模型による体感、壁画アート展など)	五郎山古墳館運営管理事業	文化情報発信課
3)歴史博物館主催事業(企画展など)	(再掲) ちくしの歴史・文化発信事業	文化情報発信課
4)市民図書館主催講座(和紙工芸教室など)	(再掲) 図書館運営事業	文化情報発信課
5)勤労青少年ホーム主催事業(フラワーアレンジ講座等)	指定管理業務委託事業	スポーツ振興課
6)筑紫多目的集会所施設事業(「ちいさなちいさな音楽会」など)	(再掲) コミュニティ主催事業	生涯学習課
7)山口コミュニティセンター講座(シニア音楽サロンなど)	(再掲) コミュニティ主催事業	生涯学習課
8)御笠コミュニティセンター講座(シニア音楽リズムなど)	(再掲) コミュニティ主催事業	生涯学習課
9)山家コミュニティセンター講座(山家いろは塾、手づくり倶楽部外)	(再掲) コミュニティ主催事業	生涯学習課
10)二日市コミュニティセンター講座(童謡楽くらぶほか)	(再掲) コミュニティ主催事業	生涯学習課
11)筑紫南コミュニティセンター講座(ハンド・メイド・ライフ講座など)	(再掲) コミュニティ主催事業	生涯学習課
12)小地区公民館講座推進事業(補助)	小地区公民館講座推進事業	生涯学習課
13)地域出前講座「ふれあいウッキング(講話・調理実習・紙芝居など)」	食生活改善推進事業	健康推進課
③ 市民が等しく参加できるような文化施設等企画、運営方法を検討します。		
1)文化会館公演事業(クラシック音楽の楽しみ方講座)	(再掲) 文化会館管理運営事業	文化情報発信課(文化会館)
2)歴史博物館事業(学芸員派遣)	(再掲) ちくしの歴史・文化発信事業	文化情報発信課
3)市民図書館事業(図書司書派遣)	(再掲) 図書館運営事業	文化情報発信課
④ 芸術性等の向上をめざす人々がより高質な文化活動を展開できるよう支援します。		
1)福岡Ⅱブロック「芸術の祭典」	筑紫野市文化団体連合会補助金	文化情報発信課
2)文化会館事業(あなたもピアニスト！)	(再掲) 文化会館管理運営事業	文化情報発信課(文化会館)
⑤ 芸術祭や文化施設等のイベントを充実し、市民が気軽に文化に接することができる取り組みを行います。		
1)カミーリヤフェスティバル	カミーリヤフェスティバル事業	健康推進課
2)環境フェア&ちくしのフリーマーケット	環境問題啓発事業	環境課
3)竜岩自然の家 ドラゴンロックフェスタ	竜岩自然の家主催講座事業	生涯学習課
4)パールプラザフェスティバル	生涯学習フェスティバル事業	生涯学習課
5)文化会館フェスタ「ハーモニーフェスタinちくしの」	(再掲) 文化会館管理運営事業	文化情報発信課
(2) 文化活動を促す場の拡充		
① ライフスタイル等に応じて文化活動に親しみ、成果を発表できるような場の整備を進めます。		
1)筑紫コミュニティセンター建設事業	地域交流センター建設事業	市民協働推進課
2)二日市東コミュニティセンター建設事業	二日市東コミセン建設事業	市民協働推進課
3)小地区公民館設置(新築・改築・用地購入)	小地区公民館設置補助	生涯学習課
4)文化会館の改修事業	文化会館改修工事	文化情報発信課
5)生涯学習センター維持補修	生涯学習センター管理事業	生涯学習課
6)市民図書館維持補修	図書館施設維持管理事業	文化情報発信課
7)コミュニティセンター改修	コミュニティセンター改修事業	市民協働推進課
② 市民が等しく文化を享受し、活動に参加できるような施設運営に努めます。		
1)小地区公民館主事設置補助事業	小地区公民館主事設置補助事業	生涯学習課
2)移動図書館事業	(再掲) 図書館運営事業	文化情報発信課
③ 市民に対し文化施設等に関する情報を積極的に提供し、利用促進を図ります。		
1)広報ちくしの等発行事業	広報ちくしの等発行事業	秘書広報課
2)図書館情報(宇宙への扉、図書館便り、ちくしこ通信など)	(再掲) 図書館運営事業	文化情報発信課
3)生涯学習情報紙(学習情報号、もやいなど)	生涯学習情報提供事業	生涯学習課
4)文化会館情報誌「トピック」等の発行	(再掲) 文化会館管理運営事業	文化情報発信課(文化会館)
5)子育て関連情報紙(もこもこ、子育てカレンダーなど)	もこもこ発行事業	子育て支援課
6)ホーム・農トレだより	(再掲) 指定管理業務委託事業	スポーツ振興課
7)生涯学習センター等公共施設(インターネット)予約システム	生涯学習センター施設予約システム更新事業	生涯学習課

平成25年度事務事業（文化関連事業）取り組み一覧表
 （※なお、文化会館事業については所管を文化情報発信課としています）

基本目標と基本方向（事業名）	事務事業の名称	所管課等
④文化施設の相互関連をもてるよう、ネットワークや情報の共有化を進めます。		
1)小地区公民館連絡協議会運営	小地区公民館連絡協議会補助事業	生涯学習課
2)コミュニティセンター館長会議	コミュニティ一般事務事業	市民協働推進課
3)九州国立博物館との連携事業(IPM事業)	ちくしの歴史・文化発信事業	文化情報発信課
⑤文化活動や交流の場としての、文化施設以外の施設活用を検討します。		
1)子どもの居場所づくりの支援（アンビシャス広場）	放課後子ども教室事業	生涯学習課
2)公園維持管理事業（五郎山公園）	公園維持管理事業	維持管理課
3)ウォーキングロード整備事業（史跡等説明看板の設備）	ウォーキングロード整備事業	健康推進課
⑥文化施設の柔軟な管理運営と文化情報の効果的な収集・提供に努めます。		
1)生涯学習センター情報提供（他市町等の資料閲覧、ポスター等の掲示）	生涯学習情報提供事業	生涯学習課
2)文化会館情報コーナー（他市町等の資料、ポスター等）	（再掲）文化会館管理運営事業	文化情報発信課（文化会館）
3)博物館情報コーナー（他市町等の資料、ポスター等）	歴史博物館一般事務事業	文化情報発信課
4)市民図書館情報コーナー（特設コーナー、情報コーナー、レファレンス等）	（再掲）図書館運営事業	文化情報発信課
5)博物館展示解説、レファレンス	ちくしの歴史・文化発信事業	文化情報発信課
6)コミュニティ施設等運営協議会	コミュニティ施設等運営協議会	市民協働推進課
7)生涯学習センター協議会	社会教育委員運営事業（センター協議会）	生涯学習課
8)筑紫野市博物館協議会運営	筑紫野市博物館協議会運営事業	文化情報発信課
9)筑紫野市図書館協議会運営	筑紫野市図書館協議会運営事業	文化情報発信課
(3)文化を支える幅広い人材の育成・充実		
①文化活動に関わる人や団体等が市内で活動し、発表できるような機会の充実を図ります。		
1)筑紫野市文化団体連合会活動支援（文化祭など）	筑紫野市文化団体連合会補助金	文化情報発信課
2)女性大学講座（市婦人会委託事業）	（再掲）女性大学講座補助金	生涯学習課
3)生涯学習センター自主学習グループ連絡会支援（フェスタなど）	生涯学習センター自主学習グループ連絡会補助事業	生涯学習課
4)教育委員会〔事業後援〕	（一般事務事業）	教育委員会関係課等
5)筑紫野市ジュニア・リーダーズ・クラブ支援	筑紫野市ジュニア・リーダーズ・クラブ補助金	生涯学習課
6)ちくしの子ども劇場支援	ちくしの子ども劇場補助金	文化情報発信課
②学校教育をはじめ様々な生涯学習の場において、芸術家等が指導・支援を行うようなしくみを整えます。		
1)地域出前教室「ふれあいクッキング」（食生活改善推進会地区組織活動）	（再掲）食生活改善推進事業	健康推進課
2)生涯学習ボランティアバンク事業（ボランティアの派遣）	生涯学習ボランティア事業	生涯学習課
3)小学校deコンサート（バイオリンはどんな響き）	（再掲）文化会館管理運営事業	文化情報発信課（文化会館）
③ボランティア等の育成・確保を行いながら、その活動のための環境づくりを進めます。		
1)ちくしの人形劇まつりサポーターズ養成講座	ちくしの人形劇まつり実行委員会補助金	文化情報発信課
2)ブックスタートボランティア養成講座など	子どもの読書活動推進事業	文化情報発信課
3)外国人のための日本語教室ボランティアスタッフ募集	にほんご教室事業（H25～）	生涯学習課
4)ボランティアバンク事業（ボランティア活動のための学習会 など）	生涯学習ボランティア事業	生涯学習課
5)山家コミュニティセンター事業（史跡ガイドボランティア育成講座）	（再掲）コミュニティ主催講座	生涯学習課
6)筑紫南コミュニティセンター講座（地域を知らう講座：ガイドボランティア育成）	（再掲）コミュニティ主催講座	生涯学習課
7)山口コミュニティ主催講座（よみきかせボランティア育成講座など）	（再掲）コミュニティ主催講座	生涯学習課
8)御笠コミュニティ主催講座（ボランティア養成クラブ）	（再掲）コミュニティ主催講座	生涯学習課
④福祉などの他分野で、文化を活用した事業を展開する人材の育成を図ります。		
1)食生活改善推進委員会養成講座	（再掲）食生活改善推進事業	健康推進課
2)健康づくり運動サポーター事業	健康づくり推進事業	健康推進課
3)筑紫野市福祉レクリエーション講習会	各種事業・教室開催事業	スポーツ振興課
4)女性問題の講座（今後名称変更予定）	指導者養成講座	教務課
5)まちをみつめよう学級	（再掲）まちをみつめよう学級事業	生涯学習課
6)小地域福祉活動推進事（ボランティア講座）	ふれあいのまちづくり事業	地域福祉課
(4)文化を継承し、創造する子どもたちの育成		
①子どもたちが文化を理解し、親しむことができるように体験する機会の充実を図ります。		
1)子どもの読書活動推進計画に基づく事業（啓発グッズ等の企画）	子どもの読書活動推進事業	文化情報発信課
2)ちくしの人形劇まつり	ちくしの人形劇まつり実行委員会補助金	文化情報発信課
3)五郎山古墳館事業（夏休み古墳アートにチャレンジ外）	（再掲）五郎山古墳館管理運営事業	文化情報発信課
4)歴史博物館キッズ歴史講座（勾玉・銅鐸をつくり）	（再掲）ちくしの歴史・文化発信事業	文化情報発信課
5)市民図書館（おはなふ、子どもの読書推進講演会）	（再掲）図書館運営事業	文化情報発信課
6)文化会館事業（ファミリーコンサート）	（再掲）文化会館管理運営事業	文化情報発信課（文化会館）
7)親子観察会（星空観察会、水辺観察会）	（再掲）環境問題啓発事業	環境課
8)ちくしの高年大学（夏休み工作教室）	（再掲）ちくしの高年大学事業	生涯学習課
9)竜岩自然の家主催事業（野鳥観察会、工作教室、ファミリーキャンプ外）	（再掲）竜岩自然の家主催講座事業	生涯学習課
10)子どもセンター事業（キッズウインドー）	子どもセンター事業	生涯学習課
11)夏休み学校外活動事業（すてきな夏休み教室）	夏休み学校外活動事業	生涯学習課
12)筑紫野市通学合宿推進事業	筑紫野市通学合宿推進事業	生涯学習課
13)青少年プラザ事業（お絵かき遊び&打ち水大作戦、七夕かざりづくり外）	青少年プラザ事業	生涯学習課
14)ちくしの文化塾（みんなで仲かいにクッキングなど）	（再掲）ちくしの文化講座事業	生涯学習課
15)子どもの居場所づくりの支援（アンビシャス広場）	放課後子ども教室事業	生涯学習課
16)山口コミュニティセンター事業（子ども広場、生き物探検隊など）	（再掲）コミュニティ主催事業	生涯学習課
17)御笠コミュニティセンター事業（室満川の生態を学ぼう、お話し会）	（再掲）コミュニティ主催事業	生涯学習課
18)山家コミュニティセンター講座（夏休み子ども教室、楽しい農業体験など）	（再掲）コミュニティ主催事業	生涯学習課
19)二日市コミュニティセンター講座（夏休み家族講座「ハン教室」）	（再掲）コミュニティ主催事業	生涯学習課
20)筑紫南コミュニティセンター講座（あそび・夏休み寺子屋外）	（再掲）コミュニティ主催事業	生涯学習課
21)筑紫多目的施設事業（夏休みこども教室「囲碁の会、水路の観察」など）	（再掲）コミュニティ主催事業	生涯学習課
22)筑紫南コミュニティセンター図書館講座（夏休み子ども朗読講座）	（再掲）筑紫南コミュニティセンター図書館運営事業	生涯学習課
23)親子料理教室（親子で作るお弁当クッキング など）	（再掲）食生活改善推進事業	健康推進課
24)保育所地域活動事業補助金（世代間交流事業の促進）	保育所地域活動事業補助金	子育て支援課
25)親子教室（いきいき親子教室、ひまわり教室など）	子育て教室開催事業	子育て支援課
26)自然体験事業	自然体験事業	生涯学習課
②コンクールなど子どもが発表する機会の拡充と、親子で参加できる鑑賞機会の充実を図ります。		
1)市内の小中学生による夏休み作品展	（再掲）青少年プラザ事業	生涯学習課

平成25年度事務事業（文化関連事業）取り組み一覧表
 （※なお、文化会館事業については所管を文化情報発信課としています）

基本目標と基本方向（事業名）	事務事業の名称	所管課等
2) 子どもフェスティバル&子ども市	子どもフェスティバル事業補助金	生涯学習課
3) ちくしの人形劇まつり	(再掲) ちくしの人形劇まつり実行委員会補助金	文化情報発信課
4) 文化会館事業（ふれあいコンサートin筑紫野）	(再掲) 文化会館管理運営事業	文化情報発信課（文化会館）
5) 小学生読書リーダー推進事業	(再掲) 子どもの読書活動推進事業	文化情報発信課
6) メセナちくしの【吹奏楽祭】 市内の中学・高校吹奏楽部の発表機会	(再掲) 文化会館管理運営事業	文化情報発信課（文化会館）
7) 京町子どもまつり	児童センター一般事務事業	人権政策課
8) 中学校文化・体育部活動の大会参加補助	中学校文化・体育奨励補助費補助	学校教育課
9) 英語スピーチコンテスト事業	英語スピーチコンテスト事業	学校教育課
③子どもたちが地域文化を学び、継承していく活動の充実と、地域の伝承活動を促進します。		
1) 竜岩自然の家主催事業（ほうげんぎょう）	(再掲) 竜岩自然の家主催講座事業	生涯学習課
2) 筑紫南コミュニティセンター講座（楽しい農業体験）	(再掲) コミュニティ主催事業	生涯学習課
3) BGレンジャー事業（青少年育成補助金事業）	青少年育成事業（BGレンジャー）補助金	生涯学習課
④学校教育において、文化のすばらしさを体験できる機会づくりを進めます。		
1) 特色ある学校づくりの推進（山家宿まつり、原田時代行列）	学校管理運営事業	学校教育課
2) 学校クラブ活動指導（神楽クラブ）	学校教育一般事務事業	学校教育課
3) 職場体験学習の推進	(再掲) ちくしの歴史・文化発信事業	文化情報発信課
4) 歴史博物館企画展「昔のくらし展」	(再掲) ちくしの歴史・文化発信事業	文化情報発信課
5) 歴史博物館職員派遣	(再掲) ちくしの歴史・文化発信事業	文化情報発信課
6) 小学校deコンサート（バイオリンはどんな響き）	(再掲) 文化会館管理運営事業	文化情報発信課（文化会館）
2. 文化を活かしたまちづくり		
(1) 文化資源の保存・継承とその活用		
①本市の自然や文化資源を学ぶ機会の充実を図るとともに、文化財保護の普及啓発に努めます。		
1) 歴史博物館常設展示・企画展示	(再掲) ちくしの歴史・文化発信事業	文化情報発信課
2) 筑前六宿長崎街道連携記念事業	筑前六宿長崎街道連携記念事業負担金	文化情報発信課
3) 筑後川流域装飾古墳→斉公開（五郎山古墳）	(再掲) 五郎山古墳館運営管理事業	文化情報発信課
4) 五郎山古墳館常設展示・体験	(再掲) 五郎山古墳館運営管理事業	文化情報発信課
5) ちくしの散歩発行事業	ちくしの歴史・文化発信事業	文化情報発信課
6) 写真展「撮っておきのちくしのつながる写真館」	(再掲) 生涯学習フェスティバル事業	生涯学習課
7) 竜岩自然の家主催事業（野鳥観察会外）	(再掲) 竜岩自然の家主催講座事業	生涯学習課
8) 山口コミュニティセンター事業（しっとこ山口 史跡めぐり）	(再掲) コミュニティ主催事業	生涯学習課
9) 御笠コミュニティセンター事業（御笠を知らう25）	(再掲) コミュニティ主催事業	生涯学習課
10) 山家コミュニティセンター事業（ちくしの歴史散歩）	(再掲) コミュニティ主催事業	生涯学習課
11) 二日市コミュニティセンター事業（初心者のためのバードウォッチング）	(再掲) コミュニティ主催事業	生涯学習課
12) 筑紫南コミュニティセンター事業（五郎山の四季）	(再掲) コミュニティ主催事業	生涯学習課
13) 筑紫多目的集会所施設事業（筑紫の郷土史講座）	(再掲) コミュニティ主催事業	生涯学習課
14) ちくしの文化講座（歴史講座）	(再掲) ちくしの文化講座事業	生涯学習課
15) 平等寺彩の森自然観察会	(再掲) 環境問題啓発事業	環境課
②文化財の適切な保存・管理を行うとともに、埋もれた地域文化の掘り起こしとその活用を努めます。		
1) 資料収集保管（歴史・文化資料の収集、レプリカ作成）	資料収集保管事業	文化情報発信課
2) 文化財整理報告事業（峠山遺跡など）	文化財整理報告事業	文化情報発信課
3) 阿志岐山城跡保存整備計画の策定	阿志岐山城跡保存整備事業	文化情報発信課
4) 遺跡確認調査（野黒坂遺跡）	文化財発掘調査事業	文化情報発信課
5) 市民協働モデル事業「御笠地区文化継承事業（御笠地区むかしばなし）」	市民協働モデル事業	文化情報発信課
6) 文化会館事業「夢野久作と杉山3代第2回研究大会」	(再掲) 文化会館管理運営事業	文化情報発信課（文化会館）
7) 史跡整備管理事業（北刈等）	史跡整備管理事業	文化情報発信課
8) エヒメアヤメの保存活動	史跡整備管理事業	文化情報発信課
9) 長者の藤の保存管理	市文化財（長者の藤）管理補助金	文化情報発信課
10) 永岡地区遺跡確認調査	永岡地区遺跡確認調査	文化情報発信課
11) 堀池遺跡発掘調査	JR二日市駅地区文化財発掘調査事業	文化情報発信課
12) 筑紫駅西口文化財発掘調査（前畑遺跡）	筑紫駅西口文化財発掘調査	文化情報発信課
13) 古文書の電子化	博物館資料電子化事業	文化情報発信課
③関係団体等の活動を支援し、文化資源の保存・継承・活用のためのしくみづくりをめざします。		
1) 史跡保存管理事業（補助金）	(再掲) 史跡整備管理事業	文化情報発信課
2) 市民協働モデル事業「御笠地区文化継承事業」	(再掲) 市民協働モデル事業	文化情報発信課
④福祉や都市整備など多様な分野との連携を図り、文化資源の効果的な活用・促進に努めます。		
1) 筑紫野市いきいきウォーキング（散策、史跡めぐり）	スポーツ推進委員運営事業	スポーツ振興課
2) ウォーキング事業（万葉の里ちくしのウォーキング外）	健康づくり推進事業	健康推進課
(2) 文化イベントを通じた地域の活性化		
①地域の文化財や行事などを地域のシンボル等に位置づけながら、まちの魅力づくりに取り組みます。		
1) 天拝山親月会開催事業（実行委員会補助）	天拝山親月会開催事業	商工観光課
2) 二日市温泉藤まつり（実行委員会補助）	(再掲) 二日市温泉藤まつり開催事業	商工観光課
3) しゃくなげの植樹	観光施設・設備等整備事業	商工観光課
4) 筑紫駅西口土地区画整理事業	筑紫駅西口土地区画整理事業	区画整理課
5) 筑紫地区まちづくり事業	筑紫地区まちづくり事業	区画整理課
6) 公園整備事業（筑紫公園）	筑紫公園整備事業	建設課
7) JR二日市駅地区整備事業（次田大門線街路整備、東口駅前広場など）	JR二日市駅地区整備事業	建設課
②市民等が主体的に参加・参画できるような文化イベント等を開催し、多様な人々の交流を促進します。		
1) オータムコンサート&フリーマーケット	人権文化センター地域交流・啓発事業	人権政策課
2) 宝満川カヌー大会in美咲	人権文化センター地域交流・啓発事業	人権政策課
3) コミュニティ祭り（文化祭）	(再掲) コミュニティ主催事業	生涯学習課
4) 子どもフェスティバル&子ども市	(再掲) 子どもフェスティバル事業補助金	生涯学習課
③魅力ある観光資源づくりを行うとともに、「もてなしの心」に満たしたまちづくりを進めます。		
1) いきいき商工農フェスタ	いきいき商工農フェスタ補助金	商工観光課
2) 二日市温泉活性化プロジェクト会議（次田大門線の活用）	二日市温泉活性化事業	商工観光課
3) イルミネーション事業	24年度パープルナイト	商工観光課
4) 観光パンフレットの作成等	観光振興一般対策事業	商工観光課

平成25年度事務事業（文化関連事業）取り組み一覧表
 （※なお、文化会館事業については所管を文化情報発信課としています）

基本目標と基本方向（事業名）	事務事業の名称	所管課等
(3) 潤いとやさしさのある文化的景観の創出		
①文化的景観の保全を促しながら、市民が身近に歴史・文化を感じ取れるような環境づくりを進めます。		
1) 都市計画マスタープランの策定	都市計画マスタープラン策定業務	都市計画課
2) 屋外広告物の規制等	屋外広告物事務事業	維持管理課
3) 九州自然歩道維持管理事業（自然歩道の点検、草刈など）	九州自然歩道維持管理事業	維持管理課
4) 史跡整備管理事業（草刈等）	(再掲) 史跡整備管理事業	文化情報発信課
②「文化のまちづくり」を市民に働きかけながら、筑紫野らしい文化的な景観づくりを進めます。		
1) 生垣推進協力補助金	生垣推進協力補助金	都市計画課
3. 文化を広げるしくみづくり		
(1) 行政の文化化の推進		
①行政施策等への市民参画のあり方を研究するとともに、行政部局を越えた組織連携を促進します。		
1) コミュニティ運営協議会	コミュニティづくり事業	市民協働推進課
2) 筑紫野市子どもの読書推進会議運営	(再掲) 子どもの読書活動推進事業	文化情報発信課
3) 筑紫野市文化振興計画推進会議運営	文化振興計画推進事業	文化情報発信課
②行政施策等を文化的視点から捉えなおし、行政全体の質を高めていきます。		
1) 筑紫野市学校給食コンクール	共同調理場一般事務事業	学校給食課
2) 市職員研修事業	市職員研修事業	人事課
3) 職員施策提案制度の推進	職員施策提案制度事務事業	戦略企画課
③市民のニーズや文化に関わる人々の意見を活かしながら、市民協働による文化施策の推進を図ります。		
1) 移動市長室	広報広聴事務事業	秘書広報課
2) 「市政への提案」募集	市政への提案事業	秘書広報課
3) 市民提案型協働事業（補助）	(再掲) 市民協働事業	市民協働推進課
4) 筑紫野市文化振興審議会の運営	文化振興計画推進事業	文化情報発信課
④文化振興計画の理念や考え方を広く市民に周知するとともに、関連条例等の整備を進めます。		
1) 文化振興実施計画の策定	文化振興計画推進事業	文化情報発信課
(2) 多様な文化活動主体との連携		
①多様な文化活動主体との連携に努め、個々の団体等が有する人材等を活かせる体制づくりを進めます。		
1) 筑紫野市文化団体連合会活動支援	(再掲) 筑紫野市文化団体連合会補助金	文化情報発信課
2) ちくしの人形劇まつり実行委員会	(再掲) ちくしの人形劇まつり実行委員会補助金	文化情報発信課
3) 生涯学習センター自主学習グループ連絡会支援	(再掲) 生涯学習センター自主学習グループ連絡会補助事業	生涯学習課
②研修機会や活動の場の提供を行うなど、市民が文化ボランティアとして参加しやすい環境づくりを進めます。		
1) 生涯学習ボランティア事業	生涯学習ボランティア事業	生涯学習課
2) 青少年ブラザサポーター募集（中高生対象）	青少年ブラザサポーター募集	生涯学習課
3) 外国人のための日本語教室ボランティアスタッフ募集	にほんご教室事業（H25～）	生涯学習課
4) 成人式（ボランティアスタッフ）	成人式事業	生涯学習課
5) 竜岩自然の家施設ボランティア研修会	(再掲) 竜岩自然の家主催事業	生涯学習課
6) 歴史博物館ボランティア企画展・ロビートーク	(再掲) ちくしの歴史・文化発信事業	文化情報発信課
7) 文化会館事業（サポーターズ・バンク）	(再掲) 文化会館管理運営事業	文化情報発信課（文化会館）
8) ウォーキング事業（万葉の里ちくしのウォーキング外）	(再掲) 健康づくり推進事業	健康推進課
③企業の主体的な文化事業や、企業による人材や資金援助などといったメセナ活動の促進を図ります。		
1) メセナちくしの【吹奏楽祭】	(再掲) 文化会館自主事業	文化情報発信課（文化会館）
④多様な文化活動主体が情報交流や課題等を議論できる場や機会の提供に努めます。		
1) 筑紫野市生涯学習ボランティアバンク このゆびとまれ交流会	生涯学習ボランティア事業	生涯学習課
2) 生涯学習センター自主学習グループ連絡会	生涯学習センター自主学習グループ連絡会補助事業	生涯学習課
3) 筑紫野市文化団体連合会活動支援	(再掲) 筑紫野市文化団体連合会補助金	文化情報発信課
(3) 文化情報の積極的な収集と発信		
①効果的な情報提供のあり方を検討し、市民のニーズ等に応じた情報の収集・提供に努めます。		
1) ホームページの管理運営	ホームページ運営事業	戦略企画課
2) 子育て関連情報の提供（もこもこ、子育てカレンダー、子育て応援の店外）	もこもこ発行事業	子育て支援課
3) 広報ちくしの等発行事業	(再掲) 広報ちくしの発行事業	秘書広報課
4) インターネット議会議中継事業	インターネット議会議中継事業	議事課
②公共文化施設の連携強化を図り、効果的な情報提供等のためのネットワーク化を推進します。		
1) 小地区公民館連絡協議会	(再掲) 小地区公民館連絡協議会補助事業	生涯学習課
2) コミュニティセンター館長会議	(再掲) コミュニティ一般事務事業	市民協働推進課
③関係団体等との協働を行いながら、筑紫野文化を戦略的に発信するためのしくみづくりに取り組みます。		
1) 広報・広聴事務事業	(再掲) 広報・広聴事務事業	秘書広報課
(4) 広域的な文化交流の促進		
①他市町等との交流を推進し連携を図りながら、新たな文化事業の展開とその基盤づくりを進めます。		
1) 筑紫地区社会教育振興協議会事業	筑紫地区社会教育振興協議会事業	生涯学習課 外
2) 長崎街道筑前六宿連携事業	長崎街道開通400年記念事業補助金	文化情報発信課
3) 水城・大野城・基肄城1350年事業実行委員会	文化財担当一般事務事業	文化情報発信課
4) 古代山城サミット	文化財担当一般事務事業	文化情報発信課
5) 九州国立博物館との連携事業（しつこ九博、古文書修復講座等）	(再掲) ちくしの歴史・文化発信事業	文化情報発信課
6) 筑後川流域装飾古墳一斉公開（五郎山古墳）	(再掲) 五郎山古墳館運営管理事業	文化情報発信課
②筑紫地区の各市町が連携し、筑紫地区の歴史や文化の魅力を広くアピールしていきます。		
1) 筑紫地区文化財写真展（筑紫地区連携事業）	史跡整備管理事業	文化情報発信課
2) 宝満山史跡園指定の推進	史跡整備管理事業	文化情報発信課
③文化団体等の広域交流事業等を促し、筑紫野市の文化を積極的に情報発信していきます。		
1) 福岡Ⅱブロック「芸術の祭典」	(再掲) 筑紫野市文化団体連合会補助金	文化情報発信課
④関係機関団体との連携を図り、市内に暮らす外国人への文化情報提供や交流事業の充実を図ります。		
1) 筑紫野市日本語ちくしの「ワイワイ日本語ちくしの」	にほんご教室事業	生涯学習課
⑤国際的な文化交流の推進を図るとともに、市民による主体的な交流活動を支援します。		
1) 「アジア太平洋子ども会議」親善大使受け入れ	アジア太平洋子ども会議招聘事業	市民協働推進課

筑紫野市文化振興審議会（審議の経過）

開催数	開催日時	審議内容等
第1回	平成24年7月24日	・実施計画の策定に向けた平成24年度の取り組み(概要)について ・平成24年度事務作業スケジュール(概要)について
第2回	平成24年12月18日	・各種実態調査の取り組みについて ・全庁調査の整理状況及び公共施設等実態調査の内容等について
第3回	平成25年2月13日	・文化振興審議会新委員の委嘱書交付及び会長等の選任について ・各種実態調査等の取り組み経過と整理状況について ・平成25年度文化振興実施計画(案)策定関連スケジュールの調整について
第4回	平成25年7月30日	・実施計画案策定方針及び骨子概要、計画(案)内容等について ・実施計画(案)策定関連スケジュールについて ・各種実態調査等の整理結果について
第5回	平成25年10月1日	・文化振興実施計画(案)の概要についての提案説明と意見聴取 ・実施計画(案)に係るパブリックコメントの実施について
第6回	平成25年11月18日	・文化振興実施計画(案)の最終検討と調整について ・(案)修正内容及び(案)全体に対する意見について
第7回	平成26年3月19日	・実施計画(案)に係るパブリックコメントの結果報告について ・実施計画(案)の最終確認と承認について ・実施計画(案)の教育委員会への答申について

筑紫野市文化振興審議会分科会（協議・検討経過）

開催数	開催日時	審議内容等
第1回	平成24年7月3日	・分科会会長等の選任について ・平成24年度の取り組み概要と事務作業スケジュール(概要)について
第2回	平成24年8月17日	・各種実態調査の取り組みについて ・全庁調査実施及び公共施設等実態調査等の調査方法等・内容等について
第3回	平成24年11月30日	・各種実態調査等の取り組み経過と整理状況について ・実施計画(案)策定関連スケジュールの調整について
第4回	平成25年3月29日	・各種実態調査等の結果整理と今後の調査について ・実施計画案策定に向けた方針等の検討について ・筑紫野市文化振興計画推進会議設置条例の制定について
第5回	平成25年6月11日	・各種実態調査の整理結果について ・実施計画(案)の策定方針と素案の概要について
第6回	平成25年7月5日	・筑紫野市文化振興計画推進会議の設置について ・文化振興実施計画(素案)の概要について
第7回	平成25年8月1日	・文化施設(文化会館)職員との意見交換 ・実施計画(案)内容の協議・検討について
第8回	平成25年9月13日	・実施計画(案)内容の協議・検討について ・実施計画(案)策定関連スケジュールの一部変更について
第9回	平成25年10月18日	・実施計画(案)内容の協議・検討について ・実施計画(案)策定関連スケジュールの一部変更について
第10回	平成25年12月25日	・実施計画(案)の一部修正について ・実施計画(案)最終調整について ・実施計画(案)公表にかかるパブリックコメント実施概要について
第11回	平成26年3月12日	・実施計画(案)パブリックコメントの結果報告について ・実施計画(案)及び関係資料の最終確認 ・実施計画(案)の答申について

筑紫野市文化振興審議会委員名簿

設置年月日：平成22年12月24日

役 職	氏 名	職 歴	基 準
会 長	高 倉 洋 彰	西南学院大学国際文化学部国際文化学科教授	識 見 者
副会長	井 上 恭 子	筑紫野市文化団体連合会選出	市民代表
委 員	古 賀 弥 生	アートサポートふくおか代表	識 見 者
委 員	齋 藤 豊 治	九州大谷短期大学表現学科（演劇学）教授	〃
委 員	福 島 綾 子	九州大学大学院芸術工学研究院助教	〃
委 員	新 地 一 郎	筑紫野市商工会選出	市民代表
委 員	平 野 賢 一	一般公募	〃
委 員	安 本 多美子	一般公募	〃
〔同審議会内の分科会組織委員〕			
会 長	井 上 恭 子	筑紫野市文化団体連合会会長	
副会長	古 賀 弥 生	アートサポートふくおか代表	
委 員	齋 藤 豊 治	九州大谷短期大学表現学科（演劇学）教授	

○筑紫野市文化振興条例

(平成22年3月30日条例第17号)

私たちのまち筑紫野市は、豊かな自然環境に恵まれ、数多くの文化財を有し、交通の要衝として発展していく中で、様々な文化の風を受け入れ、また独自の風を巻き起こしてきた。

今日において、市民一人ひとりが心豊かで質の高い生活を送り、創造性に富んだ活力ある地域社会を目指していくために、文化の持つ役割は、かつてなく重要なものとなっている。

私たちは本市の豊かな風土や伝統文化を大切に、市民一人ひとりが日々の生活の中で文化に親しみながら豊かな感性を育み、また自らの様々な活動や交流を通して筑紫野らしい文化を創造し、絶えることのない文化の風を起こしていくことを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)の規定に基づき、筑紫野市の文化(芸術を含む。以下同じ。)の振興に関して基本原則を定め、市並びに市民、文化に関する活動を行う団体(以下「文化団体」という。)及び事業者の役割を明らかにすることにより、文化の振興をそれぞれが連携しながら総合的かつ効果的に推進し、もって心豊かな市民生活及び活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(基本原則)

第2条 市並びに市民、文化団体及び事業者は、文化の振興に当たっては、次に掲げる事項を基本原則として施策の推進を図るものとする。

- (1) 市民が等しく文化に触れ、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境を整備すること。
- (2) 筑紫野市の豊かな風土並びに歴史及び伝統が市民共通の財産として尊重され、及び将来に継承されるよう配慮すること並びにこれを反映した特色ある文化を発展させること。
- (3) 文化活動を行うものの自主性及び創造性を十分に尊重すること並びにその交流及び連携を推進すること。

(市の役割)

第3条 市は、前条に定める基本原則にのっとり、文化の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

- 2 市は、文化の振興に関する施策を立案するに当たっては、広く市民の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 市は、文化の振興に関する施策を推進するに当たっては、市民、文化団体及び事業者との連携を図るものとする。
- 4 市は、文化の振興に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが文化の担い手であることを自覚し、自主的かつ主体的に文化活動を行うことにより文化の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(文化団体及び事業者の役割)

第5条 文化団体及び事業者は、市の文化に関する施策への参加及び協力並びに市民の文化活動の支援に努めるとともに、地域社会の一員として、自らの活動を通

じて、文化活動を自主的に展開することにより文化の創造及び発展に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(文化振興計画)

第6条 市は、文化の振興に関する総合的かつ効果的な施策の推進を図るため筑紫野市文化振興計画(以下「文化振興計画」という。)を策定するものとする。

2 文化振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化の振興に関する基本目標

(2) 文化の振興に関する基本方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、文化の振興に関する総合的かつ効果的な施策の推進を図るために必要な事項

3 文化振興計画は、社会情勢の変化、文化振興計画の進捗状況等を踏まえ、期間を定めて見直しを行うものとする。

(文化振興審議会の設置)

第7条 文化の振興に関して必要な事項について調査し、及び審議するため地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関として、筑紫野市文化振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第8条 審議会は、筑紫野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、本市の文化の振興に関して必要な事項について調査し、及び審議する。

2 審議会は、本市の文化の振興に関して必要な事項について教育委員会に建議をすることができる。

(組織)

第9条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 審議会は、その所掌事務の一部を分掌させるため、分科会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第10条 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(報酬及び費用弁償等)

第11条 委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和30年筑紫野町条例第22号)で定めるところにより報酬を支給する。

2 委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成3年筑紫野市条例第37号)で定めるところにより費用弁償を支給する。

3 前条の規定による委員以外の者には、証人等の実費弁償に関する条例(平成3年筑紫野市条例第29号)で定めるところにより実費弁償を支給する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている筑紫野市文化振興計画は、第6条第1項の規定により策定された文化振興計画とみなす。

○筑紫野市文化振興条例施行規則

(平成22年3月30日教育委員会規則第6号)

改正 平成25年3月2日教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、筑紫野市文化振興条例(平成22年筑紫野市条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第7条に規定する筑紫野市文化振興審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 市民

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第6条 条例第9条第2項に規定する分科会は、会長が指名する委員をもって組織する。

2 分科会に分科会長及び副分科会長を置く。

3 分科会長及び副分科会長は、分科会の委員の互選により選任する。

4 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

5 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育部文化情報発信課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月2日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

筑紫野市文化振興計画実施計画

平成 26 年 5 月 発行

発行 筑紫野市教育委員会（文化情報発信課）

印刷 秀英社印刷株式会社

